

兵庫県の社会的養育推進計画

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

目 次

兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 当事者である子どもの権利擁護の取組	3
2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組	
(1) 相談支援体制の整備	7
(2) 家庭支援事業等の整備	11
(3) 児童家庭支援センターの機能強化等	14
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	16
4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込	19
5 一時保護改革に向けた取組	21
6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	
(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	27
(2) 親子関係再構築に向けた取組	29
(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	32
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	
(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等	34
(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	46
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	47
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	
(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込及び実情把握	51
(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	53
10 児童相談所の強化等に向けた取組	
(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組	55
(2) 県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組	57
11 障害児入所施設における支援	63
おわりに ～さらなる社会的養育の推進に向けて～	
(1) 代替養育のさらなる活用	64
(2) 社会的養育の推進に向けた人材育成	64

兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(i) 計画策定の趣旨

- 平成28年の改正児童福祉法では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。
- これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、里親への包括的支援体制の抜本的強化や子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革に加え、市町における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所・一時保護改革、特別養子縁組の推進、子どもの自立支援等について具体的な取組が示された。里親等委託率については、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内に50%以上を実現することが目標とされた。
- これら改正児童福祉法等を受けて、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育されるよう、平成27年3月策定の「兵庫県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、令和2年3月に「兵庫県社会的養育推進計画」を策定した。
- 令和4年の改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化や一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養護経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入など子どもに対する家庭及び養育環境の支援が強化された。これらを踏まえ「兵庫県社会的養育推進計画」を見直し、令和11年度までの後期5か年の取組を推進する。

(ii) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10か年

前期：令和2年度～令和6年度　後期：令和7年度～令和11年度

(iii) 計画の全体像

○ 令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ、以下の項目について定める。

- 1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
 - ・相談支援体制の整備
 - ・家庭支援事業等の整備
 - ・児童家庭支援センターの機能強化等
- 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込
- 5 一時保護改革に向けた取組
- 6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ・児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
 - ・親子関係再構築に向けた取組
 - ・特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
 - ・里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等
 - ・里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
- 8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込及び実情把握
 - ・社会的養護経験者等の自立に向けた取組
- 10 児童相談所の強化等に向けた取組
 - ・中核市の児童相談所設置に向けた取組
 - ・県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組
- 11 障害児入所施設における支援

(iv) 他計画等との関係

「ひょうご子ども・子育て未来プラン（令和7～11年度）」、「兵庫県DV防止・被害者保護計画（令和6～10年度）」など関連する計画との整合性を図りながら、施策を推進する。

(v) 計画の進捗状況の評価

計画の進捗状況については、毎年度、評価指標等により点検・評価を行い、その結果を兵庫県社会福祉審議会児童専門分科会へ報告することとする。

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

(i) 現状・課題

① 子どもへの意見聴取等措置について

- 令和4年改正児童福祉法においては、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、里親等委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには「こどもの意見表明等支援事業」の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られた。
- 県においても、各こども家庭センター（児童相談所）において「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえた意見聴取等の取組を始め、早期に丁寧な意見聴取が実施できるよう配慮している。
- 聴取した意見については、援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮し、可能な限り子どもの意見・意向を尊重できるような検討・議論を行う。措置等の決定については子ども本人に速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつわかりやすく説明し、フィードバックを行う。特に、子どもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。
- 児童相談所職員等に対して研修等を実施し、意見聴取等措置が適切にとられるための環境づくりに務めているところであるが、今後も継続して研修等を行い、職員のさらなる意識向上や説明資料のブラッシュアップにつなげていく。

② 意見表明等支援事業について

- 本県では、上記のような境遇にある子どもの意見聴取を、原則、児童相談所職員（担当の児童福祉司又は児童心理司）が実施しているが、令和3年10月から、兵庫県児童虐待防止委員会の提言を受け、一時保護や入所措置等に係る子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、意見表明支援員を派遣する「意見表明等支援事業」を実施している。
- 「意見表明等支援事業」の実施に当たっては、子どもや関係者（県こども家庭センター（児童相談所）職員、里親、ファミリーホームの職員、施設職員等）への十分な説明を行い、意見表明等を希望する子どもがもれなく権利を行使できるよう配慮する。
- 意見表明等支援員は「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえ、子どもが意見を述べやすいよう場所や雰囲気等にも工夫や配慮を行う。
- 継続した研修等の実施により、県こども家庭センター（児童相談所）職員及び意見表明等支援員の資質向上をはかり、協働の上、子どもの最善の利益をともに目指すことができる関係づくりを行っていく必要がある。

- 子どもが意見表明等をしたときは、県こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関が子どもの意見又は意向について、子どもの最善の利益を考慮して組織的に検討し、その結論と結論に至った理由を子どもに十分に説明する。

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備について

- 令和6年4月から、意見表明支援員の聴取では解決しえない案件について、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて個別ケースに係る審議及び関係機関へ意見具申できる「こどもの権利擁護環境整備事業」を実施し、子どもの権利擁護のための環境整備をすすめていく。
- 子どもの権利擁護に係る環境整備に当たっては、子ども自身に対して自らの権利や権利擁護の仕組みについて、「こどもの権利ノート」を配布する等、学習機会を提供し、丁寧かつ分かりやすく周知啓発を図る必要がある。また、適宜、子どもが十分に理解していることの確認を行う必要がある。
- 児童虐待防止施策の検討、権利擁護のためのツールの作成等、社会的養護に関する施策を検討する際、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）に対して意見聴取を行い、その内容を反映させるよう仕組みを構築する必要がある。

（ii）今後の取組方針等

① 子どもへの意見聴取等措置について

各こども家庭センター（児童相談所）において、こども家庭庁が策定した「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえた意見聴取等の取組を行っている。また、継続した研修等を実施することにより、各こども家庭センター（児童相談所）や担当者が統一した項目や方法により意見聴取ができるよう、説明資料のブラッシュアップを行っていく。

② 子どもへの意見聴取等措置について

一時保護又は施設等入所中の子どもから第三者への意見表明の要望があれば、兵庫県弁護士会に意見表明支援員の派遣を依頼しているが、児童相談所、施設職員、里親等も含めた関係機関が協働して適切に子どもの意見を考慮した援助を行う体制を構築する。

③ 子どもの権利擁護に係る環境整備について

意見表明支援事業を利用したにも関わらず、子どもに不利益な状況が続く疑いがあると判断するケースについては、調査を行った上で、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮問することとなるが、諮問結果を適切に子どもの処遇にフィードバックできるよう制度の定着を徹底する必要がある。

また、社会的養護に関する施策を検討する際、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）に対する意見聴取及びその内容を反映させるよう仕組みを構築する必要がある。

【評価指標及び数値目標】

社会的養育に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数

令和5年度は2回（受講者数57名）実施した。今後も引き続き、同様の研修、啓発プログラム等の実施を行う。

（単位：回、人）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	2	2	2	2	2	2	2
受講者数	57	60	60	60	60	60	60

意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況

意見表明等支援事業については希望する子どもすべてが利用できることとし、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。

県弁護士会への委託状況については利用した子どもの人数と同数となる。

（単位：人）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
利用人数	48	52	56	60	64	68	72

子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度及び子どもの権利に関する理解度

調査を行っていないため、現状は不明であるが、調査の実施について検討していくとともに、すべての子どもに認知されるよう努めていく。

社会福祉審議会児童福祉専門分科会における子どもの権利擁護に関する専門分科会設置状況及び意見の申立てがあった件数

令和5年度においては「こどもの権利擁護環境整備事業」が制度化されていなかったため実績がないが、今後は年に1回程度の開催を見込む。

(単位：件)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
件数	—	1	1	1	1	1	1

社会的養護施策策定の際の検討委員会への参画

現在のところ、社会的養護に関する施策を検討する際、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）が参画した事例は無いが、今後は子どもの最善の利益を考慮し、参画をする仕組みの構築を検討する。

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(1) 相談支援体制の整備

(i) 現状・課題

① 要保護児童対策地域協議会の状況について

- 県内各市町における要保護児童対策地域協議会事務局の設置については、全市町設置済みとなっており、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議とともに地域の実情に合わせて開催されている。
- 令和元年6月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」では虐待を受けた児童が家庭(家庭的環境含む)で生活するための適切な指導及び支援を行うための関係機関として「配偶者暴力相談支援センター」が付け加えられ、また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に関係機関の連携強化先として児童相談所が付け加えられる等、児童虐待対応とDV対応との相互の連携強化が求められている。そのような中、県内全市町のDV担当課が要保護児童対策地域協議会の構成員となっている。
- 県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、DV担当課が正式な構成員となっているが、今後、さらなる児童虐待対応とDV対応との連携強化が求められている。
- 警察に対しても、県内全市町が要保護児童対策地域協議会と連携はとれているものの、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォロー等を行う実務者会議等で警察が構成員になっていない市町もある。
また、要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置による専門的なソーシャルワークの展開が求められている。

② 市町こども家庭センターの設置状況等

- 令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する市町こども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられた
- 令和6年度の時点で28市町が設置済みであり、未設置市町についても順次設置を予定している。

表1 市町こども家庭センターの設置経緯（令和6年10月現在）

設置年度	設置箇所合計数
令和5年度	5市町
令和6年度	28市町

③ ヤングケアラーに対する支援について

- 県ヤングケアラー支援推進方策に基づき、相談窓口の運営、支援者研修の開催、配食事業の実施を行うほか、福祉・教育関係などの幅広い支援者により構成する推進委員会の開催等により多機関連携を推進している。
- ヤングケアラー本人を含む世帯全体に対してきめ細やかな支援を行うためには、住民に身近な市町における取組が不可欠であるところ、取組状況（相談窓口の設置、庁内外の関係機関との連携等）にバラツキが見られる。

(ii) 今後の取組方針等

① 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携強化等について

ア 要保護児童対策地域協議会と市町DV担当課の連携強化等

県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、DV担当課が構成員として参画しているものの、今後より一層情報共有を密にすることにより児童虐待対応とDV対応との連携強化を目指す。

また、要保護児童対策地域協議会調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得や調整担当者への義務研修受講等を推進し、専門性の高い職員の配置を促進する。

イ 要保護児童対策地域協議会と学校及び警察の連携強化

県内全市町の要保護児童対策地域協議会において、学校関係者が構成員として参画しており、今後より一層情報共有を密にすることにより、児童虐待対応と子どもたちが過ごす学校との連携強化を目指す。

また、市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議等において、警察を構成員として参画を求めるよう、各市町へ働きかける。

② 市町こども家庭センターの普及、人材育成等について

ア 県こども家庭センター（児童相談所）の市町職員受入による人材育成の支援

県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員の受入を検討するとともに、市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。

イ 市町こども家庭センター設置状況及び取組状況等の情報共有

県内市町こども家庭センターの設置状況、課題解決方法等を取りまとめた情報を各市町に提供することによって、未設置市町に参考にしてもらい、令和9年度までの全市町設置に向けて取り組む。

ウ サポートプランの作成推進

市町こども家庭センターは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、様々な支援メニューにつないでいかなければならない。支援に向けたマネジメントに当たり、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランが重要な役割を果たすことから、各市町においてサポートプランの策定が円滑にできるよう、県こども家庭センター（児童相談

所)における技術的な助言や支援に関する情報共有を行う等、市町こども家庭センターとの積極的な連携に取り組んでいく。

エ 体罰によらない子育ての推進

市町が在宅支援を行う中で、民法の懲戒権が見直され、体罰等禁止が法定化されたことも踏まえ、子どもの権利が守られるよう、体罰等によらない子育ての推進を図る。

③ ヤングケアラーに対する支援について

市町の支援体制構築にかかる手引書の作成・活用や研修の開催等を通じて、相談窓口の設置や多機関連携の推進など、要保護児童に対する支援と同様、専門的なソーシャルワークを行う市町の支援体制の構築を支援する。

また、県と市町がそれぞれの機能や特性等に応じて役割分担を行った上、双方が連携して、例えば、県はヤングケアラーに対応する専門人材の研修・育成や広域的な窓口の運営、当事者間の交流支援を行うなど、家庭内でケアを担う子どもや若者に対して効果的な支援に取り組む。

【評価指標及び数値目標】

市町こども家庭センターの設置市町数

市町こども家庭センターの設置については、母体となるこども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを市町で設置しており、市町においても比較的設置（移行）しやすい状況であることから、計画期間内での全市町設置を目指し、各市町へ設置を働きかける。

(単位：市町数)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町数	5	28	37	38	41	41	41

市町合同研修の参加市町数

市町こども家庭センター家庭児童相談担当職員の専門性の向上及び、県こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携強化を目的とした市町合同研修の参加市町数を、段階的に増やしていく。

(単位：市町数)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
参加市町数	31	33	35	37	39	41	41

市町こども家庭センターにおけるサポートプラン策定の体制整備数

市町こども家庭センターは、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図って行く必要があることから、全市町において母子保健機能と児童福祉機能が連携し、一体的なサポートプラン策定の体制を整えていく。

(単位：市町数)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町数	3	17	25	35	41	41	41

(2) 家庭支援事業等の整備

(i) 現状・課題

① 家庭支援事業について

令和4年改正児童福祉法において、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設された。

また、これら新規の3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）に「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」、「養育支援訪問事業」を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置付けられ、市町による利用勧奨・措置が可能となった。

<新規の3事業>

- ・「子育て世帯訪問支援事業」（訪問による生活の支援）
 - 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
 - 訪問し子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
- ・「児童育成支援拠点事業」（学校や家以外の子どもの居場所支援）
 - 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
 - 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
- ・「親子関係形成支援事業」（親子関係の構築に向けた支援）
 - 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
 - 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。

<拡充事業>※拡充の内容

- ・「子育て短期支援事業」
 - 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
 - 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
- ・「一時預かり事業」
 - 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

② 子育て短期支援事業について

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施している市町は、令和6年4月時点で38市町あり、里親等へ直接委託している市町は6市町である。
- 制度そのものは県内で浸透してはいるものの、一部未実施の市町があり、また、里親をショートステイの委託先として利用することについて、一部の地域では進んではいるが、浸透が不十分である。
- 施設におけるショートステイの現状は、本体施設の定員の空き部分での対

応（いわゆる空床型）となっており、従業員も本体施設と兼務で業務を担っている。ショートステイの利用者数が増えた場合、本体施設の入所や一時保護委託に影響が生じ、その結果、暫定定員として定員枠の減に繋がるおそれがある。ショートステイ先の確保のためには、市町が施設に対して支援策を講じ、専用の居室及び職員配置を進める（いわゆる併設型のショートステイ）ことが求められる。

③ 母子生活支援施設について

経済的困窮や夫等からの暴力等により地域での生活が困難な母子家庭に対して、生活の場を提供するとともに、親の生活・子育ての悩み相談や就労支援、施設内保育や学習支援等を行い、併せて退所者への相談支援等を行っている。

（ii）今後の取組方針等

① 家庭支援事業の利用勧奨・措置について

市町は、サポートプランが作成された者等を含め、家庭支援事業の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならない。

利用勧奨等は、その児童や保護者等にとって効果的であると思われる支援を提供することに主眼があり、支援に向けたマネジメントに当たり、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランが重要な役割を果たすことから、各市町においてサポートプランの策定が円滑にできるよう、県こども家庭センター（児童相談所）における技術的な助言や支援に関する情報共有を行う等、市町こども家庭センターとの積極的な連携に取り組んでいく

② 子育て短期支援事業の整備・充実について

- 未実施の自治体に対して実施体制の整備を働きかけるとともに、里親を委託先としたショートステイの実施を先進自治体の事例を参考に各市町へ推進していく。
- 施設における定員枠の確保のための、ショートステイ専用の居室や専従職員配置に必要な支援を市町が行うよう、各市町へ働きかける。
- 夜間や休日、送迎のニーズへの対応が可能となるよう、平日の夜間又は休日に保護者が仕事その他の理由により不在となり、児童の養育が困難な場合の夜間養護等（トワイライトステイ）や、居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施について、既存制度を各市町へ周知し浸透を図るとともに、積極的な活用について働きかける。

③ 母子生活支援施設の活用促進について

- 支援が必要な母子が確実に入所に繋がるよう、引き続き県こども家庭センター（児童相談所）、女性家庭センターを含めた関係機関の連携を強化する。
- 各施設の特色や措置に係る情報等を各市町に周知することにより支援対象者へ適切な情報提供ができるよう取り組んでいく。

【評価指標及び数値目標】

市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率

家庭支援事業について、市町子ども・子育て支援事業計画へ、量の見込や確保方策を位置付けて整備を行うとともに、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」との整合性を図るため、同プランに記載される家庭支援事業の事業量の見込を指標とする

(単位：人、人日)

年度	現状		目標				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子育て短期支援事業 (人日)	-	-	8,164	8,405	8,683	8,956	9,245
養育支援訪問事業 (人)	-	-	812	818	817	822	827
一時預かり事業 (人日)	-	-	254,566	248,960	243,335	240,903	239,415
子育て世帯訪問事業 (人日)	-	-	16,093	16,375	16,520	16,678	16,787
児童育成支援拠点事業 (人)	-	-	258	277	319	415	412
親子関係形成支援事業 (人)	-	-	561	586	602	612	623

※R6以前は市町に対して調査を行っていないため、目標値のみ記載

里親に子育て短期支援事業を委託している市町数

子育て短期支援事業の実施主体は市町であり、県内全市町での実施体制の整備を目指す。里親への制度浸透を図るため、当面の間は、里親に子育て短期支援事業を委託（実施体制として整備）している市町数の増加を目指すこととする。

(単位：市町)

年度	現状		目標				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施市町数	6	6	8	10	12	14	18

(3) 児童家庭支援センターの機能強化等

(i) 現状・課題

① 設置について

県内（神戸市・明石市を除く）に6か所設置され、県内所管エリアをカバーしているが、阪神南地域（尼崎市、西宮市、尼崎市）を担当する児童家庭支援センターが尼崎市にあり、同市が児童相談所を設置する令和8年度以降は同市所管となることから、当該地域（西宮市・芦屋市）の支援体制について検討する必要がある。

② 機能について

- 児童家庭支援センターは地域・家庭からの相談、要保護児童対策地域協議会への参画、県こども家庭センター（児童相談所）からの委託による指導、市町や福祉事務所等関係機関との連携、里親支援など多岐に渡り、それぞれの地域ニーズに合わせて事業を実施している。
- 職員体制は、概ね相談・支援を担当する職員（常勤2名）及び心理療法などを担当する職員（非常勤1名）となっている。
- 令和4年改正児童福祉法において、法第26条第1項第2号等に規定する在宅指導措置を児童家庭支援センター等の民間施設に委託する際にかかる経費が義務的経費となったことから、民間施設を活用した在宅指導の実施が適当である家庭に対し、より早期かつ着実に在宅指導措置が行われるよう引き続き取り組む必要がある。

(ii) 今後の取組方針等

① 設置に向けた県の支援・取組について

市町こども家庭センターの設置、里親支援センターの設置など、相談機関の整備が進んできていることも踏まえ、令和8年度以降の支援体制について検討を行う。

② 機能強化に向けた県の支援・取組について

- 児童家庭支援センターが、市町こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うこと、児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、財源の確保を含めて、引き続き支援を行っていく。

【評価指標及び数値目標】

児童家庭支援センターの設置数

県が所管する児童家庭支援センターは6か所、職員3人が担当する管轄エリアが広範囲である。中核市による児童相談所設置の動向も踏まえ、現状の体制（6センター）の維持することを目標とする。

（単位：箇所）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数	6	6	6	6	6	6	6

児童相談所からの在宅指導措置委託件数

児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえ、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制を継続して確保するため、令和5年度並みの児童相談所からの在宅指導措置委託件数を評価指標とする。

（単位：件）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
措置委託件数	43	45	45	45	45	45	45

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(i) 現状・課題

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

○ 令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられた。

○ 本県では、平成27年度より「思いがけない妊娠ＳＯＳ相談事業」、令和2年度より「予期せぬ妊娠ＳＯＳ相談事業」として、思いがけない妊娠に悩む妊婦等に対し、相談支援事業を行ってきた。また、令和4年度より「特定妊婦等居場所確保・自立支援事業」として、支援の必要性の高い妊産婦等の受入場所の確保や自立に向けた支援を継続して行う事業を開始した。令和6年度より「妊産婦等生活援助事業」として、神戸市北区と姫路市において事業を実施しているが、産後の自立に向けた取組は、各市町、民間支援団体、各施設等の一層の連携が課題となっている。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設は県内で6施設12人定員（神戸市・明石市を除く）を確保している。本県の特定妊婦数は令和2年度の調査時点では256人（令和2年4月1日現在、令和2年度市町村（虐待対応窓口等）の状況調査）であるが、助産施設の利用は年間1名前後で推移しているため、さらなる制度周知を行っていく必要がある。

③ 市町との連携等について

特定妊婦等に対する支援については、県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市町による対象者の把握が重要であることから、妊産婦等生活援助事業連携会議や母子保健担当者会議において、県、市町、民間支援団体等との情報共有を実施している。

④ その他事業による支援体制の充実について

本県独自の取組として、令和4年度より、ふるさとひょうご寄附金を活用した「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」を実施している。妊産婦等の支援の中で法定化されていない対象者個人への補助金支給や、頼る人のいない妊産婦の実家代わりとなるような家庭（妊産婦ホストファミリー）を提供する取組を行っているが、利用率が低調であることが課題である。

(ii) 今後の取組方針等

① 妊産婦等生活援助事業の整備について

「予期せぬ妊娠ＳＯＳ相談事業」や市町による特定妊婦等の把握、「妊産

婦等生活援助事業」による相談、居場所提供等の支援といった妊娠期から出産後まで一貫した支援を引き続き行う。

② 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

助産施設の設置数及び定員は、現在の利用者数の実績を考慮すると、十分であると考えられるが、必要な妊婦が利用できるよう、市町を通してさらなる制度周知を行う。

③ 市町との連携等について

妊娠期から出産後まで一貫した支援を行うには、県、市町の児童福祉担当部局、母子保健担当部局、民間支援団体、各施設等の一層の連携は欠かせないため、関係職員等による情報共有のための会議等を実施し、よりの確に、支援が必要な妊産婦等の支援を推進する。

④ その他事業による支援体制の充実について

「課題を抱える妊産婦支援プロジェクト」については、妊産婦のみならず、支援者の理解を深める必要があるため、より活用される事業となるよう、実施内容の見直しを検討する。

【評価指標及び数値目標】

妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

「特定妊婦等居場所確保・自立支援事業」での受入実績は、事業所数1か所に対し、令和4年度10人、令和5年度17人であり、概ね過不足ないと考ええる。一方、地域が1か所に偏ることから、「妊産婦等生活援助事業」として法律上位置付けられた令和6年度以降は県内2か所で実施することとし、令和7年度以降1か所追加し、広く支援していくことを目標とする。

(単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数	1	2	3	3	3	3	3

助産施設の設置数

助産施設の利用は年間1名前後で推移しているため、現状の体制（6施設12人定員）を維持することを目標とする。

（単位：箇所）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
設置数	6	6	6	6	6	6	6

県・市町を含む特定妊産婦等を支援する会議の実施回数

県、市町の児童福祉担当部局と母子保健担当部局、民間支援団体、各施設等の連携により的確に支援が必要な妊産婦等の支援を推進するため、県、市町を含む特定妊産婦等を支援する関係職員等による情報共有のための会議（母子保健担当者会議のほか、妊産婦等生活援助事業実施事業者が主催する連絡会議）等の実施回数を目標とする。

（単位：回）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	3	3	5	7	7	7	7

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込

(i) 現状・課題

兵庫県の子どもの人口に占める代替養育を必要とする子ども数

○ 児童福祉法の対象である18歳未満の人口に、代替養育を受けている子ども数の占める割合を計算した結果、代替養育を受けている子ども数が18歳未満人口に占める割合は、5か年平均で0.179%となる。(表2)

表2 直近5か年の代替養育を受けている子ども数の状況 (単位:人)

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	平均
乳児院	77	77	75 (62)	71 (64)	71 (62)	74.2
前年比	-	100.0%	97.4% (-)	94.7% (103.2%)	100.0% (96.9%)	-
対2019年度比	-	100.0%	97.4% (80.5%)	92.2% (83.1%)	92.2% (80.5%)	-
児童養護施設	727	693	680 (550)	641 (514)	602 (480)	668.6
前年比	-	95.3%	98.1% (-)	94.3% (93.5%)	93.9% (93.4%)	-
対2019年度比	-	95.3%	93.5% (75.5%)	88.2% (70.7%)	82.8% (66.0%)	-
里親	169	179	173 (150)	185 (160)	197 (165)	180.6
前年比	-	105.9%	96.6% (-)	106.9% (106.7%)	106.5% (103.1%)	-
対2019年度比	-	105.9%	102.4% (88.8%)	109.5% (94.7%)	116.6% (97.6%)	-
ファミリーホーム	54	39	48 (42)	46 (40)	41 (37)	45.6
前年比	-	72.2%	123.1% (-)	95.8% (95.2%)	89.1% (92.5%)	-
対2019年度比	-	72.2%	88.9% (77.8%)	85.2% (74.1%)	75.9% (68.5%)	-
代替養育子ども数(A)	1,027	988	976 (804)	943 (778)	911 (744)	969
前年比	-	96.2%	98.8% (-)	96.6% (96.8%)	96.6% (95.6%)	-
対2019年度比	-	96.2%	95.0% (78.3%)	91.8% (75.8%)	88.7% (72.4%)	-
18歳未満人口(B)	561,810	552,471	542,412 (483,873)	532,351 (475,217)	522,295 (466,562)	-
割合(A/B)(%)	0.183	0.179	0.180 (0.166)	0.177 (0.164)	0.175 (0.159)	0.179 (0.163)

(注)「福祉行政報告例」より

18歳未満人口は、国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)による実数値(令和2年度)及び同集計に基づく兵庫県企画部統計課推計値(神戸市・明石市除く)
下段括弧書きは尼崎市(令和8年4月移管予定)を除いた数

○ 令和5年度末の代替養育を受けている子ども数は911人で、年齢区分ごとの割合は、3歳未満5.3%、3歳～就学前16.8%、学童期以降が77.9%となっている。（表3）

○ 将来的な人口推計から代替養育を必要とする子ども数を試算（表2の割合の5か年平均（0.179（尼崎市除き0.163））を乗じて推計）すると、人口減に伴い、令和11年度に842人まで減少する見込である。また表3の年齢区分割合を乗じて推計すると、同年度に代替養育を必要とする子どもの内訳は3歳未満45人、3歳～就学前141人、学童期以降656人となる（表4）

表3 令和5年度末の代替養育の措置を受けている子ども数
(施設種別・年齢区分別)

(単位:人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分割合
3歳未満	41	0	6	1	48	5.3%
3歳～就学前	29	87	34	3	153	16.8%
学童期以降	1	515	157	37	710	77.9%
合 計	71	602	197	41	911	100%

表4 今回計画期間における代替養育を必要とする子どもの見込数 (単位:人)

年齢区分	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
3歳未満	49 (40)	48 (39)	47 (38)	46 (38)	45 (37)	45 (36)
3歳～就学前	154 (125)	151 (123)	149 (121)	146 (119)	144 (117)	141 (115)
学童期以降	713 (581)	699 (570)	688 (561)	678 (552)	667 (543)	656 (534)
合 計	916 (746)	898 (732)	884 (720)	870 (709)	856 (697)	842 (685)
18歳未満人口	512,234 (457,906)	502,175 (449,249)	494,350 (442,135)	486,524 (435,021)	478,707 (427,914)	470,881 (420,800)

(注)「福祉行政報告例」より

18歳未満人口は、国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）による実数値（令和2年度）及び同集計に基づく兵庫県企画部統計課推計値（神戸市・明石市除く）

下段括弧書きは尼崎市（令和8年4月移管予定）を除いた数

5 一時保護改革に向けた取組

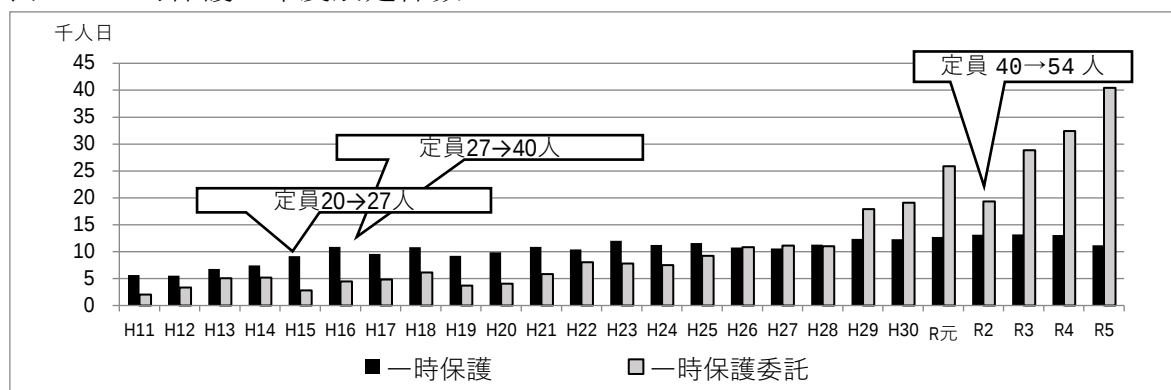
(i) 現状・課題

令和4年改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）において、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされ、それに先立ち、国において、令和6年3月に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が公布され、「一時保護ガイドライン」が全面改正された。一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

① 一時保護所の状況について

- 近年、一時保護件数は増加傾向にあり、特に一時保護委託件数は令和5年度には4万件に達した。
- 本県では平成5年4月に中央こども家庭センターに一時保護所を統合したが、一時保護の件数増加に伴い平成14年及び15年に同センターの一時保護所の増員（定員27人→40人）を行い、令和2年度にはさらに増員し54人で運営しているが、一時保護所での保護延べ日数は1万2千件ほどで高止まりが続いている。
- 近年、一時保護を要する子どもの数は急激に増え、加えて、個別的処遇が必要な子ども（性加害、衝動性・暴力性の高い非行等）も増加している。専用の個室がない現一時保護所（令和5年度に男子フロアに4室個室化）では、数名定員の居室を一人で利用するなどして対応せざるを得ない状況が続いており、一時保護所での保護が限界に達し、一時保護委託が急増している。
- 令和7年4月に開所予定の川西こども家庭センター一時保護所では個室対応が可能であることから、今後、子どもの処遇方法も含めて2か所を有効活用することで一時保護の受入を促進していく必要がある。

表5 一時保護の年度別延件数



② 個別的な対応の体制・アセスメント機能（行動診断・心理診断等）について

- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから「家庭養育優先」の原則を踏まえ、家庭と同様の養育環境、あるいは、出来る限り良好な家庭的環境にあって、子どもの個別性が尊重され、子どもの状態などから個別的処遇も可能な体制が求められている。
- とりわけ、知的障害の診断を受けている子どもや多動、感覚過敏等の発達障害の子どもが同じ場所で処遇されることからトラブルなども多く、子どもの対応には専門的な知識と経験が必要となる。
- 子どもの判定・援助指針を定めるため、一時保護所においては生活指導等を通じて行動観察の上、行動診断を行っている。また、一時保護所に配置された児童心理司が、各センターと連携し、個別に子どもと面接の上、心理検査・診断を行っている。
- 被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ子どもの入所増加に対応するため、グループ分け等の方法により、今後、より一層の行動観察の充実を図り、的確に行動診断ができる環境を強化する必要がある。併せて、一時保護を委託する児童養護施設等においても、行動診断票の工夫等により、子どもの行動診断が可能となる取組が求められる。また、一時保護という安全な環境下で自らの保護に至るまでの生活史等を初めて語る事もあり、聞き取る側の職員の専門性が求められる。

③ 学習環境について

- 一時保護所に入所している子どもは、表6のスケジュールでの日課を過ごしており、学校のカリキュラムと近い環境を用意するために学習時間・スポーツ・制作の時間も確保されている。しかし、被虐待児や非行児、発達障害児等の様々な特性を持つ子どもの中には学習習慣等が身につけていない子どもも多く、それぞれの学習習熟度にあったプリントでの学習を行っている。学習指導のために、一時保護所学習・相談指導員（非常勤嘱託員）を配置している。
- 改正児童福祉法の施行に伴い、子どもの学習権保障の観点から、一時保護施設に対して、子どもの希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じることが求められている。県が所管する地域は広大であり、通学に必要な移動時間等を考慮した上で、教育に必要な支援策が課題である。

表6 一時保護所の日課

【男子】

起床	朝食	学習	昼食	制作	おやつ	スポーツ	夕食	入浴	日記	就寝
7:30	8:15 ～ 8:45	9:00 ～ 11:30	12:15 ～ 12:45	13:45 ～ 14:30	14:45 ～ 15:00	16:00 ～ 16:45	17:30 ～ 18:00	18:00 ～ (順次)	20:00	21:00 (小3以下) 22:00 (小4以上)

【女子】

起床	朝食	学習	昼食	スポーツ	おやつ	制作	夕食	入浴	日記	就寝
7:15	7:45 ～ 8:15	9:00 ～ 11:30	11:45 ～ 12:15	14:00 ～ 14:45	15:00 ～ 15:15	16:00 ～ 16:45	18:00 ～ 18:30	18:30 ～ (順次)	20:00	21:00 (小3以下) 22:00 (小4以上)

【幼児】

起床	朝食	おやつ	設定保育	昼食	設定保育	おやつ	入浴	夕食	自由	就寝
7:00	7:45 ～ 8:15	10:00 ～ 10:10	10:10 ～ 11:30	11:45 ～ 12:15	14:00 ～ 14:45	15:00 ～ 15:15	16:00 ～ (順次)	18:00 ～ 18:30		20:00

④ 子どもの権利擁護（アドボカシー）について

- 改正児童福祉法を踏まえ、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、意見表明支援事業についても取り組んでいる。
- 現在、一時保護所においては、入所中の子どもに対して順次説明を行ってはいるが、外出、私物の所持の制限など一時保護所を安全に管理運営していくためのルールを、子どもの意見等の尊重や、子どもが安心できる環境を提供していくために、令和6年4月改正の一時保護ガイドラインをもとに、どの程度まで許容していくかが課題である。
- 小学生以上の子どもに対して、2週間に一度、一時保護所での生活について困り事等がないかアンケートを行っている。アンケートは個別に記入できるように配慮しており、内容確認は一時保護所の管理職が行う。気になる記載があれば管理職が子どもに直接、面接等して児童の権利擁護に努めている。また、入所受入時に一人ひとりに職員が面接を行い、生活についての説明やSOSの出し方などを事前に説明している。
- 子どもの権利が擁護された適切な支援が行われるよう、子どもの状態や背景を踏まえ、一律に集団生活のルール等を押しつける事のない生活を保障し、LGBTや文化の違い等に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が必要である。

⑤ DVを背景とする児童虐待相談について

- DVを背景とする児童虐待相談受付件数も急激に増加している。これは、児童虐待防止法の平成16年改正において、子どもの目の前で配偶者等に対して暴力を振るう面DVが児童虐待（心理的虐待）とされ、警察から県こども家庭センター（児童相談所）への通告後、相談対応するケースが増えていることが原因と考えられる。
- 県こども家庭センター（児童相談所）におけるDVを背景とする相談件数が急増しており、子どもの安全確認方法等について女性家庭センターとさらなる連携強化を行う必要がある。

表7 県こども家庭センター（児童相談所）におけるDVを背景とする相談件数

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
件数	2,068	1,977	2,245	2,128	2,309

(ii) 今後の取組方針等

① 一時保護先の確保について

- 令和7年4月に川西こども家庭センター一時保護所が開設し、県の一時保護施設の受入体制が54人から100人に増加する。2～4人部屋が中心の中央こども家庭センターと、個室中心の川西こども家庭センターそれぞれの特性を活かしながら、多くの子どもたちを受け入れることができるよう、一時保護施設の有効活用に取り組んでいく。
- 夜間に一時保護施設での受入が困難な場合、児童養護施設等へ一時保護の委託をしており、施設職員の業務負担が増大している。一時保護施設の増床に伴い、受入可能な子どもの人数が増加することから、一時保護の受入は一時保護施設を原則とすることとし、一時保護施設での受入が困難な場合への対応策として、受入可能な施設や里親、ファミリーホーム等を確保していく。
- 令和8年4月には尼崎市が児童相談所を設置し、尼崎こども家庭センターの業務の尼崎市への移管が予定されており、県内で、神戸市及び明石市も含め、一時保護施設が5か所となる。県の一時保護施設での受入を基本としつつ、子どもの特性やその他の事情を勘案し、神戸市ほか2市の一時保護施設との情報共有にも取り組んでいく。
- 乳児を一時保護する場合、より多くの人員が必要となることから、一時保護施設についても急な受入が困難となる場合も想定される。乳児院に一時保護専用施設を併設する等、乳児の安全な一時保護委託先の確保に努めていく。

② 個別的な対応の体制・アセスメント機能について

- 令和7年4月に開所予定の川西こども家庭センター一時保護所は個室中心であることから、子どもの特性を活かしながら、多くの子どもたちを受け入れることができるよう、一時保護施設の有効活用に取り組んでいく。
- 新たに子どもの特性や多様化するニーズに対して的確に応えるため、引き続き児童指導員の確保に努めていく。
- 令和5年度に実施した第三者評価により、職員の研修不足が指摘されたことから、計画的な研修実施により人材育成に努めるとともに、神戸市、明石市の一時保護所職員との合同研修等の実施、全国規模の研修拠点「西日本こども研修センターあかし」への研修派遣の検討により、専門性向上を目指す。
- 中央こども家庭センター一時保護所の経年劣化や、中核市の児童相談所設置、個室化ニーズの拡大等を踏まえ、中央こども家庭センターの移転も含めた整備計画を検討する。

③ 学習環境について

- 子どもが通学を希望する場合、その置かれている環境その他の事情を勘案し、子どもの希望を尊重しながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。
- 県が所管する地域は広大であり、一時保護施設から子どもの在籍校まで通学するには多くの移動時間等を要することから、通学可能な子どもについては、近隣の里親や施設を中心に一時保護委託を検討する。
- 通学が困難な子どもや通学を希望しない子どもについては、学校との連携強化に取り組んでいく。一時保護施設内では、子どもの能力や希望に添った支援が提供できるよう、タブレット学習等に取り組んでいく。

④ 子どもの権利擁護（アドボカシー）について

第三者評価の受検結果や、入所中の子どもへの調査や意見を参考に、一時保護施設における権利擁護のあり方について検討する。

⑤ DVを背景とする児童虐待相談について

DVを背景とする児童虐待相談件数が急激に増加していることから、県子ども家庭センター（児童相談所）と女性家庭センターが引き続き連携強化に取り組むとともに、改正DV防止法施行に伴い令和6年度から法定化された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会」の市町への設置を促進し、要保護児童の安全確保に向けて取り組んでいく。

【評価指標及び数値目標】

一時保護施設の定員数、一時保護施設の平均入所日数・平均入所率

令和7年度に一時保護施設の定員数は100人に増床となり、個室も確保されることから、受入可能な子どもの人数の増加が見込まれる。職員確保も考慮して段階的に受入人数を増やすこととし、平均入所率80%を目標とする。

（単位：人、日、％）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
定員数	54	54	100	100	100	100	100
平均入所日数	24.8	—	24.5	24.0	23.0	22.0	21.0
平均入所率	56.9	—	60	70	80	80	80

一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等の確保数

一時保護専用施設は、令和８年度の尼崎市児童相談所設置に伴い、６人分が尼崎市に移行し、県が所管する一時保護専用施設の定員数は減少となる。

今後、乳児を対象とした一時保護専用施設を中心に、２０人の定員数を確保する。

(単位：人)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
定員数	16	16	16	15	15	20	20

一時保護施設職員の研修受講者数

一時保護施設の設備及び運営に関する基準においても、職員に対する研修機会の確保が義務づけられている。毎年、計画的に職員への研修機会の場を設け、人材育成に努め

ていく。

(単位：人)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
受講者数	5	5	10	10	10	10	10

第三者評価を実施している一時保護施設数

児童養護施設をはじめとする社会的養護施設については、３年に１回、第三者評価の受検が義務づけられている。一時保護施設についても、同様のサイクルで実施することとし、令和７年４月に開設予定の川西こども家庭センター一時保護所についても、開設３年目の令和９年度までに受検することとする。

(単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	1	1	1	1	2	2	2

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(i) 現状・課題

- 支援を必要とする家庭等に対しては、平成28年児童福祉法の改正による「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念の下、ケースマネジメントを徹底する必要がある。すなわち、市町の家
庭支援事業等を活用した予防的支援により家族維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要としている子どもに対しては、実親に「子どもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、実親による里親か施設等かの選択を前提としない同意書の活用等を図ること等により、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、子どもの意見又は意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。
- 代替養育先として里親等委託が適当でない困難な課題のある子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行い、できるだけ短い入所期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行う。
- その上で、児童相談所は、子どもの意見又は意向や状況等を踏まえ、家庭に対する支援を最大限に行い家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合に、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要がある。
- 児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討する必要がある。

(ii) 今後の取組方針等

- 里親支援センターをすべての県子ども家庭センター（児童相談所）管内に設置し、連携の上、里親養育の取組を進めていく。
- 家庭との分離が必要であり代替養育下にいる子どもについて、措置をいた
ずらに長期化せず、できるだけ短い期間となるようケースマネジメントを行
い、場合によっては専門チームの配置などの体制整備を検討する。

【評価指標及び数値目標】

ケースマネジメント専門チームの配置

すべての県こども家庭センター（児童相談所）において、代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメント方策について検討し、令和7年度までに専門チームの配置を行う。

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
配置の有無	無		有				

里親等や施設の平均措置期間

里親等や施設の平均措置期間については、令和5年度末時点における措置児童の平均措置期間についてみると、里親が4.1年（全国4.5年※）、児童養護施設が4.8年（全国5.2年※）（※全国値はこども家庭庁調査(R5.2.1現在)による）となっている。措置期間については、子どもの最善の利益を考慮しつつ、措置の要否を検討することが大前提ではあるが、ケースマネジメント専門チームの配置により、家庭復帰できるにも関わらず措置が長期化しているケースについて、家庭復帰等の支援を行うことにより平均措置期間も減少するものと考ええる。代替養育先である里親、児童養護施設において、令和11年度末には令和5年度末比、約2割減を目標とする。

（単位：年）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	3.4	3.3
児童養護施設	4.8	4.6	4.5	4.3	4.2	4.0	3.8

(2) 親子関係再構築に向けた取組

(i) 現状・課題

① 児童相談所における体制強化について

- 親子関係の再構築の観点からは、子どもや親のニーズ・課題や段階に応じて、多様な支援メニューを組み合わせ、必要に応じて長期的かつ連続性のあ
るサポートできる体制が必要である。
- 県こども家庭センター（児童相談所）全体のスキルアップを図るため、親
への相談支援に関する研修の実施を行っていく。

② 民間団体との協働による支援の充実について

- 親子関係の再構築の実践については県こども家庭センター（児童相談所）
による支援だけでは対応が難しいことから、民間団体も含め、関係機関、自
治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となる。
- 保護者支援プログラムの実施に当たっては、事前にアセスメントを丁寧
に行った上で、プログラムにつなぐ実施団体等と合同のカンファレンスを実施
する、事後の親・子どもの変化等を適切に評価した上でその後の対応をもつ
ことを前提とし、協働による支援であることを意識しなければならない。

③ 市町における支援体制の強化と連携等について

- 市町との連携・協働を図る上では、特に、令和4年児童福祉法等改正法に
より創設された市町こども家庭センターとの連携が重要であり、具体的には、
市町が提供する家庭支援事業等を始めとした家庭環境・養育環境を支える支
援の提供を通して、親子関係の再構築等に必要な切れ目のない支援が行われ
るよう、県こども家庭センター（児童相談所）は、親子の課題やニーズにつ
いて市町こども家庭センターや家族に適切に情報提供し、市町のサポートプ
ランの作成に反映させていくこと等が重要である。
- 県こども家庭センター（児童相談所）と市町が連携し、親子関係再構築の
ための継続的な支援を行うため、合同での研修等を行っていく。

④ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、子どもの状況
や親の面会状況等について、里親・ファミリーホーム・施設からもしっかり
と情報共有を行うなど、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら親子
関係再構築支援を実施する体制づくりを行っていく。

(ii) 今後の取組方針等

① 児童相談所における体制強化について

- 親子関係再構築支援に関して、県こども家庭センター（児童相談所）に家
族再統合支援チームを編成し、継続的な支援を行っている。また、親子関係

支援を担当する専任職員を配置し、虐待により施設入所等となった子どもの保護者等への指導を行っている。今後も、効果的な職員配置を行い、引き続き家族関係再構築に向けた取組を継続していく。

- 県が作成した保護者支援を行うためのペアレントトレーニング等プログラム動画を活用し、県こども家庭センター（児童相談所）において全てのケースワーカーが連続性のある支援が実施できるよう研修等により研鑽を図る。

② 民間団体との協働による支援の充実について

県が作成したペアレントトレーニング等に有効な動画教材を活用し、CAREプログラム等の保護者支援プログラムについて、児童家庭支援センターその他の施設（民間団体）と連携し、全ての児童福祉司又は児童心理司が連続性のある支援が実施できるよう研修等により研鑽を図る。

③ 市町における支援体制の強化と連携等について

県が作成したペアレントトレーニング等に有効な動画教材を活用し、CAREプログラム等の保護者支援プログラムについて、市町と連携した支援を行えるよう市町のバックアップを行う。

④ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

里親・ファミリーホーム・施設職員に、子どもと実親の面会時や外出・外泊前後に、子どもの状況や実親への思い等、情報収集を行い、協働した親子関係再構築支援を行っていく。

【評価指標及び数値目標】

親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数

継続的な家族再統合支援により、親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数についても増加を目指す。令和11年度には令和5年度比50%増の456件を目標とする。

（単位：件）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施件数	304	329	354	380	405	430	456

親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施件数

令和5年度において、親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修を10件実施した。今後も毎年、同様の研修件数を実施することを目標とする。

(単位：件)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施件数	10	10	10	10	10	10	10

児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施数

令和5年度において、児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修を7回実施した。今後も毎年、同様の研修件数を実施することを目標とする。また、必要に応じ、ライセンスの取得についても検討していく。

(単位：件)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施件数	7	7	7	7	7	7	7

保護者支援プログラム等の民間団体等への委託件数

保護者支援プログラム等を活用し、児童家庭支援センター等、民間団体への委託を行っている。今後も、より効果的な事業実施を行うため、令和11年度には令和5年度比50%増の27件を目標にする。

(単位：件)

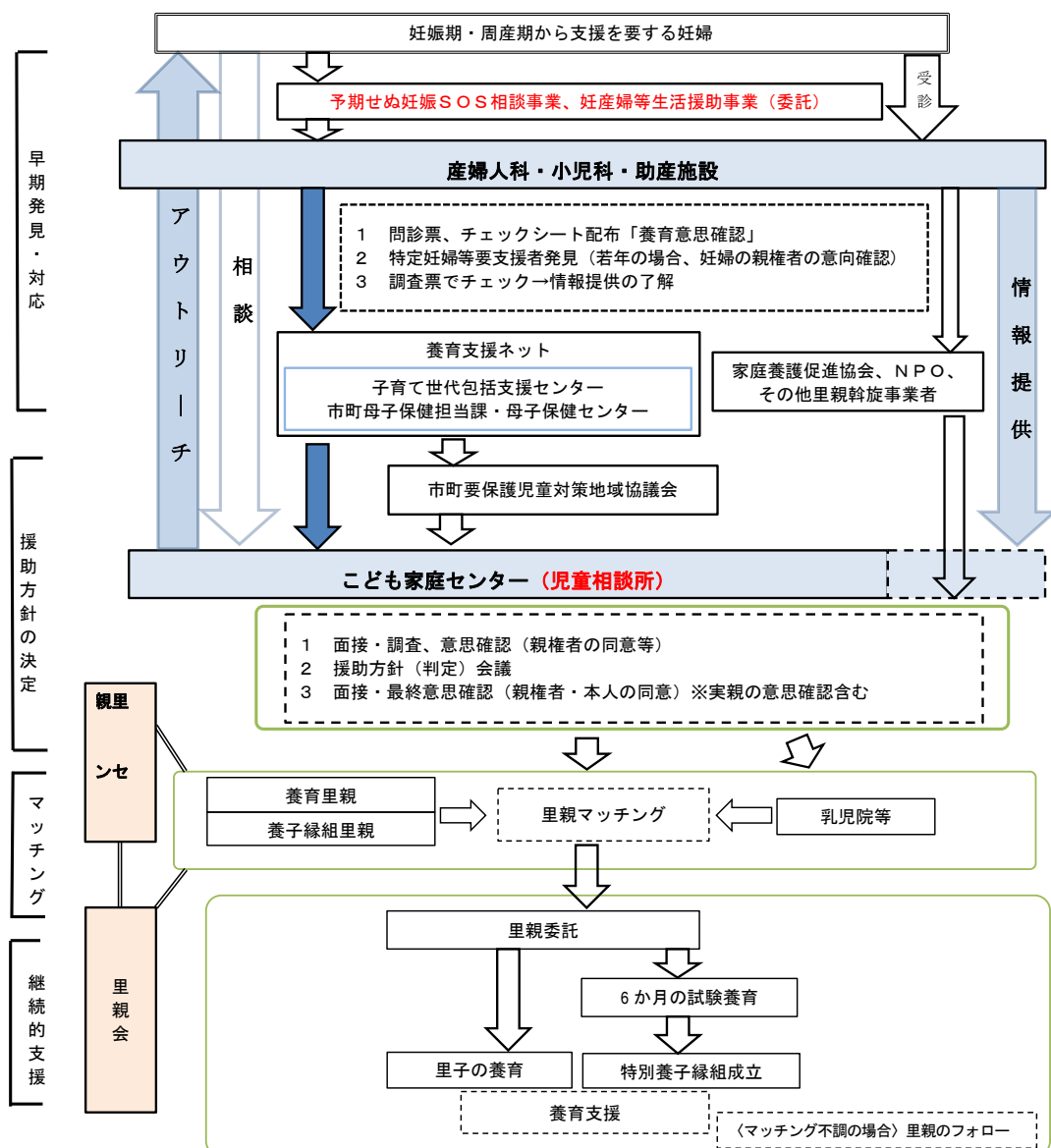
年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施件数	18	19	21	22	24	25	27

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(i) 現状・課題

- 現行計画では、国が年間1,000人以上の縁組成立を目指していることから、本県（神戸市を除く）での成立件数は31件程度を目標としていた。令和5年度の縁組成立件数は5件（うち、明石市1件）で、令和元年度から令和5年度まで、年間10件前後で推移している。
- 本県では、医療機関等と連携し、思いがけない妊娠等により養育が難しい妊婦と里親を早い段階で里親委託、特別養子縁組につなぐ仕組み（ひょうご里親委託・養子縁組推進システム）を運用しているが、目標達成に向けては、特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしが課題である。
- また、（公社）家庭養護促進協会が実施する愛の手運動の展開や養子縁組支援相談等の活動を支援しているが、民間あっせん機関との情報共有を密に行っていく必要がある。

ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー



(ii) 今後の取組方針等

引き続き、ひょうご里親委託・養子縁組推進システムを活用し、特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしを行い、県こども家庭センター（児童相談所）職員を中心に、医療機関関係者、児童福祉施設職員、市町職員、里親等への研修の充実を図り、関係機関の連携を深めるとともに、養子縁組里親への特別養子縁組申請等に関する適切な支援を行う。

【評価指標及び数値目標】

特別養子縁組等の成立件数

全国で年間1,000人以上の特別養子縁組等の成立を目指していることから、本県（神戸市、明石市、尼崎市を除く）の全国に占める人口比率 2.5（令和5年10月1日現在3,109千人／全国124,352千人）から考えると、令和11年度の本県での成立件数は25件程度が目標値となる。

（単位：件）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
成立件数	5	31	31	25	25	25	25

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等

(i) 試算・目標設定

計画最終年度に目指すべき里親等委託率と里親等委託が必要な子ども数の見込

○ 里親等委託率とは、里親・ファミリーホームに委託されている子ども数を代替養育の措置を受けている子ども数で除したものをいう。

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

○ 現行計画では、里親等委託率は年齢区分全体で47.8%としているが、令和5年度末の達成状況は26.2%に止まっている。

○ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、3つの算定方法により里親等委託が必要な子ども数を見込んだ上で、里親等委託率を算定した。それぞれの里親等委託率は表9、表12、表14のとおりとなる。

里親等委託が必要な子ども数＝（代替養育を必要とする子ども数－（行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）の入所子ども数））× 里親等委託が必要な子どもの割合※

※

【算式1】①から④の合計数を元に算出

① 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

② 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数

③ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

④ 児童養護施設に3年以上措置されている子ども数

【算式2】現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先を元に算出

【算式3】算式2を元に兵庫県独自の取組（里親等委託について、保護者の同意を取得するよう努める、家庭復帰までの期間が短いことが想定されるケースは里親委託等に努める）を加味して算出

○ 算式1に基づき調査を行った結果、令和5年度末時点に①乳児院に半年以上措置されている乳幼児数は48人（3歳未満24人、3歳～就学前24人）、②児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数は42人、③児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数は57人、④児童養護施設に3年以上措置されている子ども数は329人である。（表8）

○ 表8に示した乳児院及び児童養護施設に長期間措置されている子どもの数を、表3の令和5年度末の代替養育の措置を受けている子ども数（年齢区分別）に加算すると、表9のとおりとなる。

＜再掲＞表 3 令和5年度末の代替養育の措置を受けている子ども数
(施設種別・年齢区分別) (単位:人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢区分割合
3歳未満	41	0	6	1	48	5.3%
3歳～就学前	29	87	34	3	153	16.8%
学童期以降	1	515	157	37	710	77.9%
合 計	71	602	197	41	911	100%

表 8 乳児院・児童養護施設に長期間措置されている子ども数 (単位:人)

	乳児院		児童養護施設	
		半年以上措置されている乳幼児		1年以上措置されている乳幼児
3歳未満	41	24	0	0
3歳～就学前	29	24	87	57 内、乳児院から措置変更された乳幼児 42人
学童期以降	1	—	515	3年以上措置されている学童期以降の子ども 329
合 計	71	48	602	386

(注) 兵庫県福祉部児童家庭課調査 (R6.3.31 時点)

表 9 代替養育を必要とする子ども数の見込 (算式1加算後) (単位:人)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
3歳未満	17	0	30	1	48	64.6%
3歳～就学前	5	30	115	3	153	77.1%
学童期以降	1	186	486	37	710	73.7%
合 計	23	216	631	41	911	78.8%

- 算式2に基づき調査を行った結果、代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合、表10のとおり、里親委託等が適当だが施設養護を受けている子どもは101人（乳児院21人、児童養護施設80人）いる。
- 表3に示した令和5年度末の代替養育の措置を受けている子ども数（施設種別・年齢区分別）のうち施設養護を受けている643人（乳児院63人、児童養護施設580人〔R6.3.31時点673人より調査時点で30人措置解除〕）を、年齢区分を考慮した結果は表11のとおりとなる。また、表3の里親へ委託されている子ども数に加算すると表12のとおりとなる。

表 10 現に代替養育を受けている子どものケアニーズにのみ着目した場合
望ましい措置先 (単位：人)

代替養育 の種類	元	人数	里親等委託が適当であるが未実施の理由 (主なものを1つ選択)	
里親及び ファミリーホーム	乳 児 院	21	10	親の同意が得られないため
			2	里親の希望する条件と合わないため
			0	里親の養育技術に不安があるため
			9	その他
	児 童 養 護 施 設	80	45	親の同意が得られないため
			7	里親の希望する条件と合わないため
			2	里親の養育技術に不安があるため
			26	その他
代替養育の種類		人数	施設養護が適当である理由 (主なものを1つ選択)	
乳児院	42	20	近日中の家庭復帰を予定しているため	
		0	児童自身が里親等委託を望まないため	
		5	発達上の支援課題（障害等）があるため	
		0	心理的課題（家庭的環境への不適応等）があるため	
		3	医療的ケア上の課題があり他施設への措置変更を予定しているため	
		2	兄弟分離等を避けるため	
		12	その他	
児童養護施設	500	79	近日中の家庭復帰を予定しているため	
		104	児童自身が里親等委託を望まないため	
		70	発達上の支援課題（障害等）があるため	
		29	心理的課題（家庭的環境への不適応等）があるため	
		1	医療的ケア上の課題があり他施設への措置変更を予定しているため	
		94	兄弟分離等を避けるため	
		123	その他	
合 計		643		

(注) 兵庫県福祉部児童家庭課調査 (R6.7 実施)

令和6年3月31日時点で代替養育を受けている子ども673人(乳児院71人、児童養護施設602人)について、ケアニーズのみに着目した望ましい措置先を評価して計上

調査時点で措置解除されている子ども(30人)は評価対象から除く

表 11 現に施設養護を受けている子どものうち里親委託等が適当な
子ども数 (単位：人)

年齢区分	乳児院		児童養護施設	
		里親委託等が 適当		里親委託等が 適当
3歳未満	38	11	0	0
3歳～就学前	25	10	85	29
学童期以降	0	0	495	51
合 計	63	21	580	80

表 12 代替養育を必要とする子ども数の見込 (算式 2 加算後)
(単位：人)

年齢区分	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等 委託率
3歳未満	30	0	17	1	48	37.5%
3歳～就学前	19	58	73	3	153	49.7%
学童期以降	1	464	208	37	710	34.5%
合 計	50	522	298	41	911	37.2%

- 兵庫県独自の取組として、算式 2 に加えて、家庭復帰までの期間が短いことが想定されるケース（近日中の家庭復帰を予定している）は里親委託等に努めることを加味して算出する【算式 3】
- 表10に示した施設養護が適当である理由のうち、「近日中の家庭復帰を予定している」という回答の総数は99件（乳児院20件、児童養護施設79件）あり、年齢区分を考慮した結果は表13のとおりとなる。
- 上記99件は、親子関係の再構築が可能であれば、「家庭及び当該養育環境において養育すること」が可能であると考え、表12（算式 2 加算後）の子ども数に加算すると表14のとおりとなる。

表 13 現に施設養護を受けている子どものうち近日中に家庭復帰を予定
している子ども数 (単位：人)

年齢区分	乳児院		児童養護施設	
		近日中に 家庭復帰		近日中に 家庭復帰
3歳未満	38	16	0	0
3歳～就学前	25	4	85	14
学童期以降	0	0	495	65
合 計	63	20	580	79

表 14 代替養育を必要とする子ども数の見込（算式 3 加算後）

（単位：人）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
3 歳未満	14	0	33	1	48	70.8%
3 歳～就学前	15	44	91	3	153	61.4%
学童期以降	1	399	273	37	710	43.7%
合 計	30	443	397	41	911	48.1%

- 算式 1 について、長期間措置されている子どもはケアニーズが高いことが多いことからふさわしくないと考える。
- 算式 2 について、「里親等委託が適当であるが未実施」であるものについて、県こども家庭センター（児童相談所）から保護者の同意を取得するよう努めること等を加味しても目標値等に達さないため、さらなる取組を検討した。（算式 3）
- 算式 3 について、施設養護を受けている子どものうち、「近日中の家庭復帰を予定している」事例が多くあるが、入所期間が短期の場合、実親との密な面会など、実親への支援も手厚く行う必要があるため、里親支援センター等を活用し、里親等委託を推進していく。
- 施設養護が適当である理由のうち、その他の理由には「高年齢であり、施設より自立に向けた支援を行っているため」「定期的な親子交流、親族交流を行っているため」というものが多くあり、学童期以降の子どもの自立や親子関係の再構築について、県こども家庭センター（児童相談所）のみならず、施設が一定の役割を担っていると考えられる。
- 国目標値は 3 歳未満、3 歳～就学前 75.0% であるが、子どものケアニーズに配慮しない措置は困難であるため、概ね算式 3 で据え置く。
- 学童期以降は原籍校への通学ニーズ等を考慮し、中学校区ごとの里親登録や専門里親数を増やすことで子どものケアニーズに対応するため、国目標値どおり 50% を目指す。

表 15 里親等委託率

（単位：％）

年齢区分	算式 1 長期措置	算式 2 ケアニーズ	算式 3 独自の取組	今回計画	国目標値	現計画
3 歳未満	64.6	37.5	70.8	70.0	75.0	55.8
3 歳～就学前	77.1	49.7	61.4	60.0	75.0	46.8
学童期以降	73.7	34.5	43.7	50.0	50.0	47.1
全 体	78.8	37.2	48.1	52.9	56.2	47.8

○ 里親等委託率を3歳未満70%、3歳～就学前75.0%、学童期以降50%としたとき、令和11年度に里親等委託を必要とする子ども数は445人（里親370人、ファミリーホーム75人）である。（表16）

表 16 令和 11 年度に施設で養育が必要な子ども数の見込 （単位：人）

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
3 歳未満	13	0	27	5	45	71.1%
3 歳～就学前	14	42	78	7	141	60.3%
学童期以降	0	328	265	63	656	50.0%
合 計	27	370	370	75	842	52.9%

里親等委託率達成に必要な里親・ファミリーホーム数

○ 県（神戸市・明石市を除く。）の里親登録数は、令和元年度から令和５年度まで一貫して増加しており、令和５年度末で**546**世帯となっている。委託を受けている里親の割合は、登録里親の３割前後で推移している。（表17）

表 17 里親登録数及び里親受託率 (単位: 人、%)

年度	R 元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
全体	430	433	480	517	546
前年比	-	100.70	110.85	107.71	105.61
対2019年度比	-	100.70	111.63	120.23	126.98
R 元～R5 平均増加率 (%)					5.40
受託里親数	129	133	138	142	158
里親受託率	30.00	30.72	28.75	27.47	28.94
養育里親	389	401	439	477	506
前年比	-	103.08	109.48	108.66	106.08
対2019年度比	-	103.08	112.85	122.62	130.08
受託里親数	93	97	101	105	107
里親受託率	23.91	24.19	23.01	22.01	21.15
専門里親	21	21	22	23	22
前年比	-	100.00	104.76	104.55	95.65
対2019年度比	-	100.00	104.76	109.52	104.76
受託里親数	11	9	8	7	8
里親受託率	52.38	42.86	36.36	30.43	36.36
親族里親	23	22	30	30	28
前年比	-	95.65	136.36	100.00	93.33
対2019年度比	-	95.65	130.43	130.43	121.74
受託里親数	18	21	26	26	25
里親受託率	78.26	95.45	86.67	86.67	86.29
養子縁組里親	147	176	200	232	260
前年比	-	119.73	113.64	116.00	112.07
対2019年度比	-	119.73	136.05	157.82	176.87
受託里親数	9	9	7	6	5
里親受託率	6.12	5.11	3.50	2.59	1.92

○ ファミリーホーム事業所数・定員数も令和元年度から令和5年度まで一貫して増加しており、令和5年度末で15か所、定員87人となっている。（表18）

表 18 ファミリーホーム事業所数・定員数 (単位：箇所、人)

年度	R 元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
事業所数	8	11	12	14	15
定員数	48	66	72	83	87
R 元～R5 平均増加率 (%)					16.3

○ 令和元年度から令和5年度までの里親登録数及びファミリーホーム事業所数・定員数の平均増加率より、令和6年度から令和11年度の同数を推計すると、令和11年には里親登録数748人、ファミリーホーム事業所数・定員数は40か所・214人になる見込である。（表19）

表 19 里親等登録数及びファミリーホーム定員数の見込 (単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録数	546	575	606	639	674	710	748
ファミリーホーム定員数	87	101	117	136	158	184	214

○ 令和6年度から令和11年度の里親登録数及びファミリーホーム定員数の見込、代替養育を必要とする子ども数の見込から里親登録率を算出すると、令和11年度に136.46%となる。里親の受託率が高い場合には、十分な里親登録数とファミリーホーム定員数が確保されることが見込まれる。（表20）

表 20 里親等登録率の見込 (単位：%)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親等登録率	84.47	89.49	97.38	105.74	115.00	125.18	136.46

※里親等登録率

里親の受託率が100%かつファミリーホームに定員と同数の子どもが措置された場合に、代替養育が必要な子ども全体の何%の里親・ファミリーホームが確保できているかを示したもの。

$$\text{里親等登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

※R5平均受託児童数：1.25人（里親委託児童数197人/受託里親数158人）

- そのため、里親の受託率の指標となる里親等稼働率について、令和11年度に38.77%とすることを目標に掲げ、取組を推進する。（表21）

※里親等稼働率

里親及びファミリーホームで受入可能な子ども数に対して、実際に措置されている児童数の割合を示したものの。

$$\text{里親等稼働率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

表 21 里親等稼働率の目標 （単位：％）

	R5（現状）	R11（目標）
里親等委託率	26.2	52.9
里親等登録率	84.47	136.46
里親等稼働率	30.93	38.77

（ii）今後の取組方針等

里親等委託率向上に向けた取組

- 里親・ファミリーホーム数は年々増加していく見込のため、里親等委託率の向上に向けては里親等稼働率を高めていくことが必要である。
- 里親等稼働率を高めるため、県内で実施されている里親説明会や里親体験談等の広報に努めることで里親活動への理解を深めるとともに、子育て経験がない里親登録者に対して、週末・季節里親やショートステイの受け入れ等を通じて年齢・性別等多様な児童の養育経験を積むことにより、里親の受託可能な児童の幅を広げ、未委託里親の活動率を高める。

活動率＝年間里親活動※有世帯数／里親登録世帯数

※里親活動：里親等委託、一時保護委託、ショートステイ、レスパイト、特別養子縁組成立

- 養子縁組のみを希望する里親に対しては、研修等を通じて、社会的養護への理解を深め、短期の受入れへの協力を促す。
- 里親支援センターと県こども家庭センター（児童相談所）が連携し、里親に対して実親と措置児童の面会交流に協力を求める。
- 里親等委託については、子どもとその保護者（実親）のための福祉サービスとして実施するものであり、一定の養育水準が担保される必要がある。そのため、里親やファミリーホームの養育スキルに応じた研修を充実することとし、研修方法についても検討する。
- 原籍校への通学ニーズに対応するため、里親支援センター等を活用した中学校区ごとの里親登録を推進する。

- 学童期以降の子どものケアニーズに対応できるよう、専門里親の増や受託率の向上を目指す。また、受託率を向上させるために、意欲のある専門里親候補者の選定、より専門性の高い研修や養育中のフォローアップのあり方について検討する。
- 子どもに対する適切な養育や里親受託率の向上を図るため、社会的養護に対する理解度や意欲が高い者を里親登録につなげる方法を検討する。
- 県こども家庭センター（児童相談所）は、保護者へ入所措置の説明をする際に、子ども期における家庭養護の重要性を説明し、施設養護と変わらず里親等委託の同意を得るように努める。

【評価指標及び数値目標】

里親等委託率

38ページで算出したとおり、令和11年度末時点で、3歳未満70%以上、3歳～就学前60%、学童期以降50%の里親等委託率達成を目標とする。

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

(単位：%)

年齢区分	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	14.6	23.83	33.07	42.30	51.53	60.77	70.0
3歳～就学前	24.2	30.17	36.13	42.10	48.07	54.04	60.0
学童期以降	27.3	31.08	34.87	38.65	42.43	46.22	50.0
全 体	26.2	30.65	35.10	39.55	44.00	48.45	52.9

里親等登録数、兵庫県社会福祉審議会里親部会の開催件数

41ページで算出したとおり、今後、里親等登録率は高く推移していくことが見込まれるため、里親等登録数は、現行の平均増加率と同率で増加させることを目標とする。

そのため、里親登録に係る兵庫県社会福祉審議会里親部会の開催回数は、現行どおり実施していく。

(単位：人)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
養育里親登録数	506	536	568	602	638	676	717
専門里親登録数	22	23	24	25	27	29	31

(単位：回)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親部会 開催件数	4	4	4	4	4	4	4

<再掲>表 20 里親等登録率の見込

(単位：%)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親等登録率	84.47	89.49	97.38	105.74	115.00	125.18	136.46

$$\text{里親等登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所子ども数} + \text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}$$

※R5平均受託児童数：1.25人（里親委託児童数197人/受託里親数158人）

里親等稼働率、受託里親数、受託児童数

里親等委託率を里親等登録率で除したものが里親等稼働率となることから、令和11年度の里親等稼働率は38.77%を目標とする。

養育里親の受託里親数は、各年度の登録数に里親等稼働率を乗じたものを目標とする。専門里親については、学童期以降の子どものケアニーズに対応できるよう、専門性の高さに鑑み、全ての里親が子どもを受託することを目指す。また、受託児童数は、受託里親数に平均受託児童数を乗じたものを目標とする。

$$\text{里親等稼働率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託子ども数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託子ども数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$$

(単位：%)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親等稼働率	30.93	34.25	36.04	37.40	38.26	38.71	38.77

(単位：人)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
養育里親登録数	506	536	568	602	638	676	717
受託里親数	107	184	205	225	244	262	278
受託児童数	123	229	255	281	305	327	347
専門里親登録数	22	23	24	25	27	29	31
受託里親数	8	23	24	25	27	29	31
受託児童数	12	29	30	31	34	36	39

里親等活動率

里親等稼働率を高めるためには、すべての里親が何らかの里親活動を経験し、養育スキルを向上させることが必要であるため、活動率の目標は100%とする。

(単位：%)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親等活動率	—	—	100	100	100	100	100

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(i) 現状・課題

- 従来、本県では県こども家庭センター（児童相談所）をはじめ、児童家庭センター、里親支援専門相談員、（地区）里親会、（公社）家庭養護促進協会などの関係機関が役割分担をしながら連携し、里親のリクルート、里親の養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親の養育への支援、里親委託措置解除後におけるアフターフォロー支援に至るまでの一連の業務（以下、これら一連の業務を「フォスタリング業務」という。）を行ってきた。
- 令和6年度には、フォスタリング業務を包括的に担う里親支援センターを西宮・川西・姫路・豊岡の各こども家庭センター（児童相談所）管内に設置し、令和7年度以降に中央・加東の各こども家庭センター（児童相談所）管内にも設置することで、すべての県こども家庭センター（児童相談所）管内を里親支援センターがフォローできる体制の構築を目指している。

(ii) 今後の取組方針等

- すべての県こども家庭センター（児童相談所）管内に里親支援センターを設置することで、身近な地域で継続的に専門性の高い支援を実施する。
- 里親支援センターをはじめとするフォスタリング機関がそれぞれの役割分担のもと、連携して業務を実施することで、効果的に里親等委託を推進する。

【評価指標及び数値目標】

里親支援センターの設置数

里親へのきめ細やかな支援を行うため、すべての県こども家庭センター（児童相談所）管内に里親支援センターを設置することを目標とする。

（単位：箇所）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
設置数	0	4	6	6	6	6	6

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(i) 現状・課題

① 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設について

- 兵庫県では、終戦当時、大量の戦災孤児を受け入れ、施設養護が社会的養育の中心を担ってきたという歴史的背景があり、県内（神戸市、明石市除く）に乳児院が5か所、児童養護施設が19か所、母子生活支援施設が5か所設置されており、他府県と比較して充実した施設設置状況となっている。
- 乳児院及び児童養護施設における小規模化、地域分散化については、社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づき推進している。また、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、高機能化及び多機能化・機能転換を図って行く必要がある。
- 養育上のケアニーズが高い子どもが増える中、組織的に子どもたちへの専門的支援を提供できる乳児院及び児童養護施設が担う役割は大きく、小規模かつ地域分散化を進めつつ、今後も一定数の定員を維持していくことが必要である。
- 母子生活支援施設では、経済的困窮や夫等からの暴力等により地域での生活が困難な母子家庭に対して、生活の場を提供するとともに、親の生活・子育ての悩み相談や就労支援、施設内保育や学習支援等を行い、併せて退所者への相談支援等を行っている。
- ケアニーズの非常に高い子どもへの対応を行う施設として、児童自立支援施設及び児童心理治療施設が、それぞれ1か所ずつ設置されている。児童自立支援施設、児童心理治療施設については、国から当該施設の運営等についての方向性が示される予定であるが、現在の措置状況を踏まえ支援について検討する。

② 地域支援・在宅支援の充実について

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うショートステイ事業を、本体施設の空き部分で実施している。
- 施設等がもつ専門的な知識や技術等を活かし、在宅のひきこもりの児童等とその家族等を対象に面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行う家族療法事業等を実施している。

(ii) 今後の取組方針等

① 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設について

- 乳児院及び児童養護施設における小規模化、地域分散化については、社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進していく。

- 施設定員を減らし小規模化を進めていく過程で、空室となった居室を活用し、近年増加している一時保護やショートステイの需要に対応できる体制の整備に努める。
- 各施設での療育機能強化を図るため、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図っていく。
- 母子生活支援施設での支援が必要な母子が確実に入所に繋がるよう、引き続き県こども家庭センター（児童相談所）、女性家庭センターを含めた関係機関の連携を強化するとともに、各施設の特色や措置に係る情報等を各市町に周知することにより支援対象者へ適切な情報提供ができるよう取り組んでいく。
- 児童自立支援施設及び児童心理治療施設について、現在の措置状況等を踏まえ、環境整備や支援について検討する。

② 地域支援・在宅支援の充実について

- 各施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業、養育機能強化のための家族療法事業、親子支援事業などの実施を進めていく。（小規模化を進めていく過程で空室となる居室等を活用）

【評価指標及び数値目標】

児童養護施設の定員の見込量（小規模かつ地域分散化）

乳児院及び児童養護施設における小規模化、地域分散化については、子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画値を目標とする。

（単位：人）

種別	年度	R6 (現在)	R9 (概ね3年後)	R11 (概ね5年後)
大・中・小舎		276	187	102
敷地内小規模 GC		440	427	438
分園型小規模 GC		36	42	59
地域小規模児童養護施設		41	65	83
合計		793	721	682

乳児院の定員の見込量（小規模かつ地域分散化）

（単位：人）

種別	年度	R6 (現在)	R9 (概ね3年後)	R11 (概ね5年後)
大・中・小舎		59	41	40
敷地内小規模 GC		30	42	42
合計		89	83	82

養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等）
の加配施設数及び加配職員数

療育機能強化を図るため、各施設における専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等）の配置、各施設での特別事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施見込を目標とする。

（単位：施設、名）

年度		現状	目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
家庭支援専門 相談員	施設数	12	11	13	13	14	14	15
	職員数 (加配)	12	11	14	15	16	17	18
心理療法担当 職員	施設数	16	18	19	19	20	20	21
	職員数	17	19	21	24	26	26	27

養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
（単位：箇所）

年度		現状	目標					
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設数 (親子支援事業)		0	3	5	7	7	7	8
施設数 (家族療法事業)		6	7	8	8	8	8	8

【資源等に関する地域の現状】

＜再掲＞ 児童家庭支援センターの設置数 (単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数	6	6	6	6	6	6	6

＜再掲＞ 里親支援センターの設置数 (単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	0	4	6	6	6	6	6

＜再掲＞ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 (単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業所数	1	2	3	3	3	3	3

表22 一時保護専用施設の整備施設数 (単位：箇所)

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	3	3	3	3	3	3	3

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

県子ども家庭支援センター（児童相談所）が入所措置等を行った「令和5年度末時点の年齢別の里親委託・入所措置児童数を基に、計画期間内（R7年度～R11年度）に18歳を迎える者の人数（※1）に、過去3年間に措置延長されている者の割合を考慮した、新たな社会的養護経験者となる見込人数は、以下のとおりとなる。

① 新たな社会的養護経験者（ケアリーバー）の見込人数（単位：人）

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
社会的養護経験者	74	71	75	90	95

参考

令和5年度末時点の年齢別の里親委託・入所措置児童数（単位：人）

年齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20
里親委託・入所措置児童数	68	89	108	81	73	68	46	16	3

措置延長の割合（過去の里親委託・入所措置児童数より推計）

年齢	18	19	20
措置延長の割合 (R3～5年度の平均)	61.0%	37.1%	6.7%

年齢別・年度別の社会的養護経験者数

内容	R7	R8	R9	R10	R11
18歳を迎える者 ①	68	73	81	108	89
措置延長 61.0% ②(①×0.61)	41	45	49	66	54
社会的養護経験者 ③(①-②)	27	28	32	42	35

内容	R7	R8	R9	R10	R11
19歳を迎える者 ④	46	41	45	49	66
措置延長 37.1% ⑤(④×0.371)	17	15	17	18	24
社会的養護経験者 ⑥(④-⑤)	29	26	28	31	42

内容	R7	R8	R9	R10	R11
20歳を迎える者 ⑦	16	17	15	17	18
措置延長 6.7% ⑧(⑦×0.067)	1	1	1	1	1
社会的養護経験者 ⑨(⑦-⑧)	15	16	14	16	17

内容	R7	R8	R9	R10	R11
21歳を迎える者 ⑩	3	1	1	1	1
措置延長 0.0% ⑪(⑩×0.00)	0	0	0	0	0
社会的養護経験者 ⑫(⑩-⑪)	3	1	1	1	1

② 新たな社会的養護経験者（ケアリーバー）の実情把握

令和５年度に「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会」を設置し、ケアリーバーの実態調査と支援内容等について検討を行った。実態調査では、①自分の将来を考えられていなかったこと、②退所後、お金の管理に困ったこと、③行政手続きのサポートや相談窓口、情報提供が必要なこと、④退職・退学も多く、就職・進学後の支援が必要であることが分かった。今後も必要に応じて実情を把握し、支援内容等の充実に努める。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(i) 現状・課題

① 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等について

- 自立に向けた準備への支援として、入所中は、措置費による学校の教育費等への支弁に加え、高校生のクラブ活動費の支援などを行っている。また、金銭管理や性教育など必要な知識を学ぶ自立支援セミナーの開催、企業と連携して、就職支援セミナーの開催や職場見学も実施している。
- 進学や就職する際には、企業インターンシップへの参加費支援、就職時や賃貸住宅の身元保証人確保対策や自立支援貸付などを行っている。

② 社会的養護自立支援拠点事業について

- 退所後の支援として、ケアリーバーの孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流の場として令和6年4月に「ひょうご自立支援相談・交流拠点」を開設し、必要な情報の提供、相談・助言等を実施している。
- 各児童養護施設では、自立支援担当職員を順次配置し、退所前の進路相談や住居探し、退所後の悩み相談などのアフターケアを進めている。

③ 児童自立生活援助事業について

令和4年改正児童福祉法により、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化がなされた。また、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）4か所、Ⅱ型（児童養護施設等）3か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。

(ii) 今後の取組方針等

① 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等について

ふるさとひょうご寄附金を活用し、社会的養護の下で育った子どもたちが生まれ育った環境で左右されないよう、充実した高校生活を送り、自立や夢の実現を応援する事業（「児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業」）を継続実施していく。

② 社会的養護自立支援拠点事業について

令和6年4月に開設した「ひょうご自立支援拠点」において、従来の退所後の生活相談等に加え、就労相談支援員を配置し、入所児を対象に企業と連携した就職支援セミナーの開催、ケアリーバーを対象に企業等と連携した職業相談、離職後の職業紹介などを行うとともに、応援企業の認定など新たな取組により当事者に寄り添った支援の充実を図っていく。

③ 児童自立生活援助事業について

児童自立生活援助事業所のうち、Ⅰ型（自立援助ホーム）については、事業所が阪神エリアに集中していることから、ニーズを踏まえ、他のエリアでの事業所の拡大も進めていく。

【評価指標及び数値目標】

児童自立生活援助事業の実施箇所数

令和４年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、県こども家庭センター（児童相談所）管内１か所以上の実施を目標とする。

（単位：施設）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
Ⅰ型 (自立援助ホーム)	5	4	7	8	9	10	10
Ⅱ型 (児童養護施設等)	—	2	3	4	5	6	7
Ⅲ型 (里親)	—	7	7	7	7	7	7

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

社会的養護自立支援拠点については既に設置済みであるため、現状の体制（１か所）を維持することを目標とする。

（単位：箇所）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設数	—	1	1	1	1	1	1

社会的養護自立支援協議会の会議の実施回数

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会の委員等を構成員に含めた情報共有のための会議等の実施回数を評価指標とする。

（単位：回）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
開催回数	—	1	1	1	1	1	1

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

(i) 現状・課題

中核市の児童相談所設置に向けた状況

- 県内には4つの中核市（姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）があり、うち明石市については、すでに児童相談所を設置している。
- 尼崎市が令和8年4月に児童相談所の設置を予定しており、県と市で連携会議を定期的に行う等、設置に向けた準備を進めている。
- 西宮市も児童相談所設置を表明したが、設置時期は未定である。

(国の動向)

令和元年の児童福祉法改正では、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化とともに、児童相談所の設置促進策として、次の規定が設けられ、中核市が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援措置を講ずることとされた。

【児童相談所の設置促進】

1 児童相談所の管轄区域の策定基準（令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。こと。（児童福祉法第12条第2項）

2 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援（令和2年4月1日施行）

- ①政府は、改正法の施行後5年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第6項）
- ②政府は、①の支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。こと。（改正法附則第7条第7項）
- ③政府は、改正法の施行後5年を目途として、①の支援その他必要な措置の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待をめぐる状況等を勘案し、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（改正法附則第7条第8項）

中核市の児童相談所設置における課題

- 中核市が児童相談所を設置するには、十分な財政措置や専門職の育成、確保にかかる支援の充実が不可欠である。
- 中核市に児童相談所の業務を引き継ぐにあたっては、県と中核市によるワーキング会議の設置や県こども家庭センター（児童相談所）における中核市の派遣職員の受入など、丁寧な支援が必要である。

○ 県内には、児童養護施設をはじめ施設の地域偏在が生じている。県及び中核市が代替養育が必要な子どもの数の受け皿をそれぞれ確保していくとなると、地域ごとに供給過剰や供給不足が生じることから、県全体での社会的養護施設の受け皿確保の調整（定員協定等）が必要である。

(ii) 今後の取組方針等

- 市町職員のスキルアップを図り人材育成に資するため、県こども家庭センター（児童相談所）において、中核市職員をはじめとする市町職員を研修生として、短期・長期を含め柔軟な受入を行っていく。
- 国に対して、中核市の児童相談所設置の義務化について働きかけていくとともに、必要な財政措置を求めている。

【評価指標及び数値目標】

中核市における児童相談所の設置

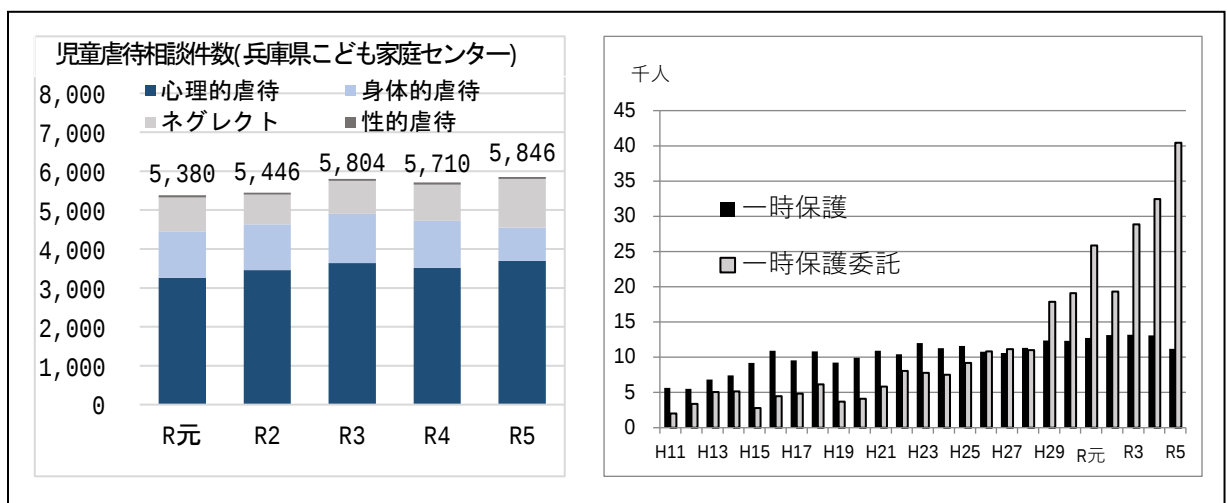
中核市の児童相談所設置について、尼崎市が令和8年4月に設置を予定している。西宮市も設置の意向はあるものの、具体的な時期等については未定であるため、数値目標には計上しないが、引き続き設置に向けた支援を行う。

（単位：箇所）

年度	現状	目標					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
設置数	1	1	1	2	2	2	2

(2) 県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組 児童相談所の管轄人口等について

- 児童相談所の管轄人口については、管轄人口100万人までの範囲が目安とされており、現時点において、すべての県こども家庭センター（児童相談所）において管轄人口がその範囲内に収まっている。
- 増加の一途をたどる児童虐待相談や急増する一時保護に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの人材確保や資質の向上を図るとともに、一時保護所の受入を強化する等、県こども家庭センター（児童相談所）の体制強化が急務となっている。
- 県では、「兵庫県児童虐待防止委員会」における児童虐待重傷事案等の検証を踏まえ、これまで順次県こども家庭センター（児童相談所）の体制強化を図ってきたところである。



(国の動向)

新たな「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）において、次のとおり児童相談所の体制強化が図られることとなった。

- ・ 児童福祉司の配置標準のうち、児童虐待相談対応件数に応じた加配の基準となる「人口1人あたりの児童虐待相談対応件数」の見直し
 - ※ 全国平均により算出される人口1人あたりの件数→人口1人あたりの件数が標準的な自治体の人口1人あたりの件数
- ・ 児童福祉司について、令和4年度の約5,780人から令和6年度までに全国で1,060人程度増員（うち、スーパーバイザー250人程度増員）
- ・ 児童心理司、について、令和4年度の約2,350人から令和8年度までに全国で950人程度増員

(i) 現状・課題

① 県における人材確保・育成等に向けた取組

- 県内には、7か所（中央、尼崎、西宮、川西、加東、姫路、豊岡）の県こども家庭センター（児童相談所）が設置されている。（神戸市及び明石市を除く。）
[参考1 参照]
- 県では、職員のスキルアップを図るため、「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司任用後研修」のほか、新任・中堅・スーパーバイザーの階層別の研修やテーマ別研修を実施している。[参考2 参照]
- 令和元年の児童福祉法改正等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの計画的な採用、配置が必要である。
- 急増する虐待相談の対応にあたり、職員の専門性の確保、資質の向上が課題である。
- 児童福祉法の改正により、令和7年度から一時保護の司法審査が開始され、円滑な手続きのために職員のスキル向上が求められる。
- 児童の処遇決定を行うためには、児童の生育歴や家族史等の聞き取りを行った上で問題構造のアセスメントを実施する必要がある、ケースワーカーのアセスメント実施の専門性を向上させることが求められている。

② 他機関等との連携

- 児童虐待に迅速、的確に対応するため、中核市の児童相談所や市町こども家庭センターを支援し、市町の体制強化を図る必要がある。深刻化、複雑化している児童虐待対応にあたっては、現状を踏まえ、これまで以上に市町こども家庭センター、警察、医療機関との緊密な連携が重要である。
- 職員に対する暴行等危険が危惧される一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児童虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結（平成25年9月）しているほか、子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」（警察官OB）を各県こども家庭センター（児童相談所）に配置している。
- 県こども家庭センター（児童相談所）職員と県こども家庭センター（児童相談所）の管轄市町を所管する警察署員がセンター毎に合同研修を行っているほか、県医師会と連携し、医療機関での受診や学校等での健診時に児童虐待を早期に発見し市町等へ通報ができるよう、医師、養護教諭、保育士等を対象にした研修を実施している。
- 医療機関では、虐待を疑わせる児童の受診も多いことから、中核的な医療機関を中心とした児童虐待対応の医療ネットワークを構築している。
- 子どもの目前で配偶者等に暴力を振るう面前DVが、児童虐待（心理的虐待）として認識され、警察から県こども家庭センター（児童相談所）への通告後、相談対応するケースが増えており、配偶者暴力相談支援センター等と連携したDV対策の強化が求められている。

○ 兵庫県DV防止・被害者保護計画に基づき、県では市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進に取り組んでおり、現在、県のほか全41市町のうち17市町で配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

(ii) 今後の取組方針等

① 県における人材確保・育成等に向けた取組

○ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正（平成31年4月1日施行）による児童福祉司の配置標準見直しに対応できるよう、経過措置終了後も引き続き計画的な採用、配置を進める。児童心理司については、児童福祉司の1/2程度の計画的な採用、配置を進める。

○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本こども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修への積極的な職員派遣や、職員のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得に向けた検討など、職員の一層の専門性向上を図っていく。

○ 引き続き、各県こども家庭センター（児童相談所）に医師及び保健師を配置するとともに、弁護士を定期的に配置する。

② 他機関等との連携

○ 介入と保護者支援の機能分化により、躊躇なく児童の一時保護等を行い、ケースワークの充実を図り保護者への支援を効果的に行うことで、家族の再統合に向けた支援を引き続き推進する。また、一時保護に至らないよう在宅支援を充実させることが重要であることから、市町こども家庭センターの設置促進及び県こども家庭センター（児童相談所）連携強化を図る。

○ 児童虐待対応の医療ネットワークを充実し、医療機関における児童虐待対応の専門性向上を図る。

○ 県こども家庭センター（児童相談所）職員と警察や県・市町のDV相談担当者との合同研修を実施するなど、DV対策の強化を図る。

【評価指標及び数値目標】

○ 児童相談所の管轄人口については、管轄人口100万人までの範囲が目安とされているものの、国では、新設等により管轄人口を概ね50万人以下とすることを求めている。尼崎市をはじめとする中核市の児童相談所設置の動きもあることから、中核市の動向を踏まえつつ、所管児童相談所の管轄人口も把握しながら、今後の対応について検討していく。

○ 児童福祉司及び児童心理司の配置数については、上記も踏まえ、適正配置に向けて引き続き人材確保に努めていく。

(参考1)

(3) 組織及び管内状況

(令和6年4月1日現在)

区分	中央こども家庭センター	尼崎こども家庭センター	西宮こども家庭センター
組織	こども総務課 —— 所長 (こども総務課長) 総務企画課 長 1人 (副所長兼務) 企画指導専門員 1人 総務専門員 1人 庶務 3人 宿日直代行員 3人 (総務課員) 児童福祉事業員 1人 (総務課員) 児童虐待相談員 4人 (総務課員) 庶務・用務員 1人 (総務課員) 県政推進員 4人 (総務課員) 家庭支援課 —— 所長 (こども家庭支援課長) —— 副所長 (こども家庭支援課副長) 家庭支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 2人 (児童福祉司) 児童福祉司 10人 児童福祉司 4人 (研修生) 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 相談調査員 1人 医師 (精神科医) 1人 (総務課員) 安全確認指導員 1人 (総務課員) 児童福祉対策推進員 3人 (総務課員) 育成支援課 —— 所長 (こども育成支援課長) —— 副所長 (こども育成支援課副長) 育成支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 7人 児童心理司 1人 (研修生) 心理判定事務員 3人 (総務課員) 洲本分室 —— 所長 (こども洲本分室長) —— 副所長 (こども洲本分室副長) 洲本分室 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 3人 児童心理司 1人 医師 (精神科医) 2人 (総務課員) 心理判定事務員 1人 (総務課員) 保護第1課 —— 所長 (こども保護第1課長) —— 副所長 (こども保護第1課副長) 保護第1課 長 1人 (児童福祉司) 児童心理司 1人 児童指導員 7人 児童指導員 1人 (研修生) 保育士 3人 心理判定事務員 1人 (総務課員) 一時保護事務員 10人 (総務課員) 一時保護補助事務員 2人 (総務課員) 保護第2課 —— 所長 (こども保護第2課長) —— 副所長 (こども保護第2課副長) 保護第2課 長 1人 (児童福祉司) 児童指導員 4人 保育士 7人 保育士 1人 (研修生) 保育士 3人 医師 (小児科医) 1人 (総務課員) 一時保護事務員 11人 (総務課員) 一時保護補助事務員 1人 (総務課員) 計 72人 (会計年度任用職員を除く。)	総務課 —— 所長 (総務課長) —— 副所長 (総務課副長) 総務課 長 1人 (副所長兼務) 庶務 2人 家庭支援課 —— 所長 (家庭支援課長) —— 副所長 (家庭支援課副長) 家庭支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 2人 (児童福祉司) 児童福祉司 10人 児童福祉司 4人 (研修生) 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 相談調査員 1人 医師 (精神科医) 1人 (総務課員) 安全確認指導員 1人 (総務課員) 児童福祉対策推進員 3人 (総務課員) 育成支援課 —— 所長 (育成支援課長) —— 副所長 (育成支援課副長) 育成支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 7人 児童心理司 1人 (研修生) 心理判定事務員 3人 (総務課員) 計 35人 (会計年度任用職員を除く。)	総務課 —— 所長 (総務課長) —— 副所長 (総務課副長) 総務課 長 1人 (副所長兼務) 総務専門員 1人 庶務 2人 庶務・用務員 1人 (総務課員) 家庭支援課 —— 所長 (家庭支援課長) —— 副所長 (家庭支援課副長) 家庭支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 2人 (児童福祉司) 児童福祉司 11人 児童福祉司 1人 (研修生) 相談調査員 2人 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 医師 (精神科医) 1人 (総務課員) 安全確認指導員 1人 (総務課員) 児童福祉対策推進員 3人 (総務課員) 家庭支援推進員 1人 (総務課員) 育成支援課 —— 所長 (育成支援課長) —— 副所長 (育成支援課副長) 育成支援課 長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 2人 相談調査員 1人 児童心理司 7人 児童心理司 1人 (研修生) 心理判定事務員 3人 (総務課員) 児童福祉対策推進員 1人 (総務課員) 計 35人 (会計年度任用職員を除く。)
管区 轄域	洲本市、加古川市、高砂市、 南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町	尼崎市	西宮市、芦屋市
管内 状況	総人口 (推計) 525,767人 児童人口 81,729人 認定こども園数 68所 保育所数 45所 幼稚園数 31園 小学校数 85校 中学校数 39校 高等学校数 18校 特別支援学校数 4校 児童委員数 1,083人 主任児童委員数 59人	総人口 (推計) 453,811人 児童人口 57,842人 認定こども園数 24所 保育所数 83所 幼稚園数 27園 小学校数 42校 中学校数 19校 高等学校数 13校 特別支援学校数 1校 児童委員数 750人 主任児童委員数 23人	総人口 (推計) 575,189人 児童人口 93,521人 認定こども園数 48所 保育所数 64所 幼稚園数 59園 小学校数 51校 中学校数 33校 高等学校数 21校 特別支援学校数 5校 児童委員数 688人 主任児童委員数 42人

(注1) 組織は、令和6年6月1日現在の状況による。

(注2) 児童人口は、令和2年国勢調査による。

(注3) 学校数は、分校及び全日制に併置した定時制・通信制・休校 (園) は含まない。

(注4) 中等教育学校は、中学校及び高等学校にそれぞれ1校とした。

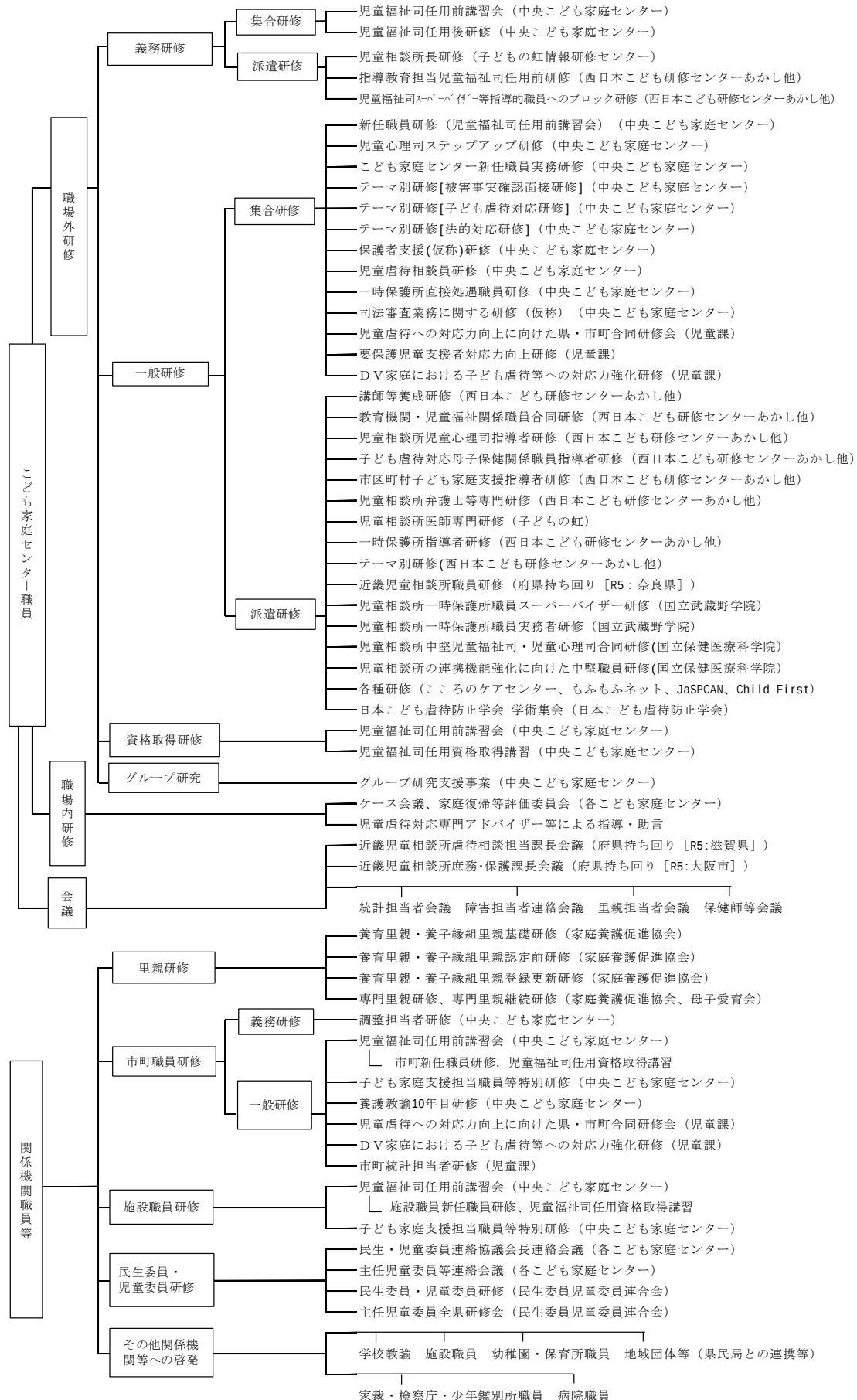
(注5) 児童委員・主任児童委員数は定数。

区分	川西こども家庭センター	加東こども家庭センター	姫路こども家庭センター	豊岡こども家庭センター				
組織	所長 副所長 総務課 課長 1人 (調所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務員 1人 (臨時職員) 課長(一時保護所準備担当) 課長 1人 (児童福祉司) 家庭支援課 所長補佐兼課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 3人 (児童福祉司) 児童福祉司 18人 児童福祉司 1人 (研修生) 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 医師(小児科医) 1人 (臨時職員) 安全確認指導員 1人 (臨時職員) 児童福祉対策推進員 3人 (臨時職員) 家庭支援推進員 1人 (臨時職員) 育成支援課 課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 1人 児童心理司 8人 児童心理司 1人 (研修生) 相談調査員 1人 児童福祉対策推進員 1人 (臨時職員) 心理判定事務員 4人 (臨時職員) 丹波分室 所長補佐兼課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 2人 児童心理司 1人 医師(小児科医) 1人 (臨時職員) 児童福祉対策推進員 1人 (臨時職員) 心理判定事務員 1人 (臨時職員)	所長 副所長 総務課 課長 1人 (調所長兼務) 庶務 1人 庶務・用務員 1人 (臨時職員) 家庭支援課 課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 6人 相談調査員 1人 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 医師(精神科医) 1人 (臨時職員) 医師(小児科医) 2人 (臨時職員) 安全確認指導員 1人 (臨時職員) 児童福祉対策推進員 1人 (臨時職員) 育成支援課 課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 1人 児童心理司 3人 心理判定事務員 3人 (臨時職員)	所長 副所長 総務課 課長 1人 (調所長兼務) 庶務 2人 庶務・用務員 1人 (臨時職員) 家庭支援課 所長補佐兼課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 3人 (児童福祉司) 児童福祉司 13人 相談調査員 4人 保健師 1人 (児童福祉司) 出向警察官 1人 医師(精神科医) 4人 (臨時職員) 児童福祉対策推進員 4人 (臨時職員) 安全確認指導員 1人 (臨時職員) 家庭支援推進員 1人 (臨時職員) 育成支援課 課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 1人 児童心理司 8人 相談調査員 2人 心理判定事務員 5人 (臨時職員)	所長 副所長 総務課 課長 1人 (調所長兼務) 庶務 1人 庶務・用務員 1人 (臨時職員) 家庭・育成支援課 課長 1人 (児童福祉司) 児童福祉専門員 1人 (児童福祉司) 児童福祉司 3人 相談調査員 1人 児童心理司 3人 保健師 1人 (児童福祉司) 医師(精神科医) 1人 (臨時職員) 児童福祉対策推進員 3人 (臨時職員) 安全確認指導員 1人 (臨時職員)				
	計 46人 (会計年度任用職員を除く。)	計 19人 (会計年度任用職員を除く。)	計 39人 (会計年度任用職員を除く。)	計 13人 (会計年度任用職員を除く。)				
管区 轄域	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 丹波篠山市、丹波市、篠名川町	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、福崎町、 太子町、上郡町、佐用町	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町				
管内 状況	総人口(推計)	795,574人	総人口(推計)	253,920人	総人口(推計)	793,639人	総人口(推計)	147,890人
	児 童 人 口	127,728人	児 童 人 口	38,361人	児 童 人 口	126,687人	児 童 人 口	22,961人
	認定こども園数	57所	認定こども園数	57所	認定こども園数	134所	認定こども園数	41所
	保 育 所 数	95所	保 育 所 数	10所	保 育 所 数	63所	保 育 所 数	14所
	幼 稚 園 数	69園	幼 稚 園 数	4園	幼 稚 園 数	63園	幼 稚 園 数	11園
	小 学 校 数	119校	小 学 校 数	53校	小 学 校 数	136校	小 学 校 数	57校
	中 学 校 数	51校	中 学 校 数	25校	中 学 校 数	72校	中 学 校 数	24校
	高等学校数	27校	高等学校数	13校	高等学校数	35校	高等学校数	13校
	特別支援学校数	11校	特別支援学校数	4校	特別支援学校数	7校	特別支援学校数	3校
	児童委員数	1,285人	児童委員数	617人	児童委員数	1,591人	児童委員数	528人
	主任児童委員数	73人	主任児童委員数	40人	主任児童委員数	107人	主任児童委員数	40人

(参考2)

令和6年度子ども家庭センター職員等研修体系

令和6年4月1日現在



11 障害児入所施設における支援

(i) 現状・課題

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設は、平成24年の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害児入所支援として一元化され、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型とされた。
- 県内の福祉型障害児入所施設は、阪神南圏域2施設、北播磨圏域1施設、西播磨圏域1施設、丹波圏域で1施設の計5施設で、神戸市域には4施設がある。定員は合計240人となっている。医療型障害児入所施設は、阪神南圏域1施設、阪神北圏域2施設、北播磨圏域3施設、中播磨圏域1施設で、神戸市域には3施設がある。定員は合計1,145人となっている。
- 令和6年4月に児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない」との規定が追加（医療型障害児入所施設も同様）され、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で支援が行われることが重要とされている。報酬面も、従前の小規模グループケア加算が細分化され、定員が4～6名の場合報酬が増額されている。
- 入所している児童は、障害や課題行動が多様化していることや被虐待児が増加していることから、愛着形成に課題を有する児童に対する行動支援や心理支援の必要性が高まっているという状況にある。
- 一方、支援体制は、福祉人材の恒常的な人材不足があり、心理専門職が不足していること、心理的支援が増すことによる職員の精神的負担の増大などの課題がある。また、障害の多様化によりハード面、ソフト面ともに対応が困難な場合があり、ユニット化やサテライト型を行うにも人員確保などの課題があり、幅広い課題に対する支援力が必要である。

(ii) 今後の取組方針等

- 障害児ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ケア単位の小規模化等、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係が育まれる支援を推進する。
- 障害の多様化等に対応する専門的人材の養成のほか、ユニット化やサテライト型が促進されるよう、処遇改善等により支援体制の充実に努める。

【資源等に関する地域の現状】

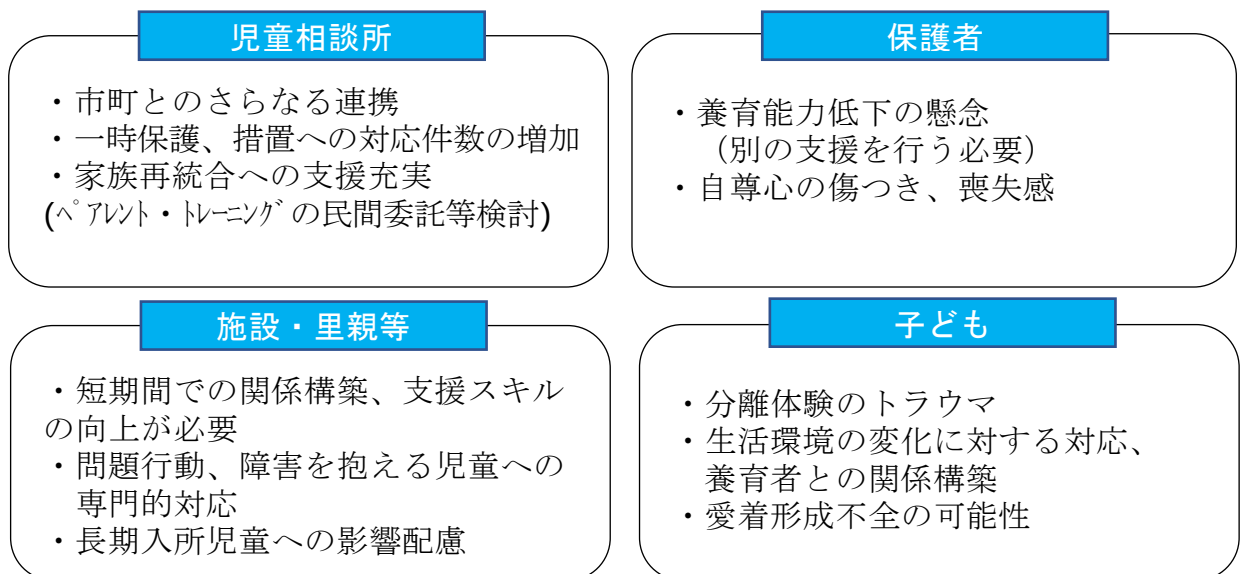
- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数 3か所
- ・ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数 32人

おわりに ～さらなる社会的養育の推進に向けて～

(1) 代替養育のさらなる活用

- 子どもは適切な養育を受け、健やかな成長や発達、自立等を保障されることなどの権利があり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を充実していくことが求められている。
- 一方、全国で児童虐待相談対応件数は増加しているにも関わらず、一時保護や里親等委託に至るのは約15%であり、代替養育機能・在宅での支援等を全体として格段に強化していく必要がある。
- 保護者が家庭で抱え込むことなく、重篤化する前に子どもの早期安全を確保するため、現行制度では保護に至らない重症度は低いが課題がある家庭への早期介入、代替養育のさらなる活用を検討していく。

【代替養育のさらなる活用に向けた研究課題】



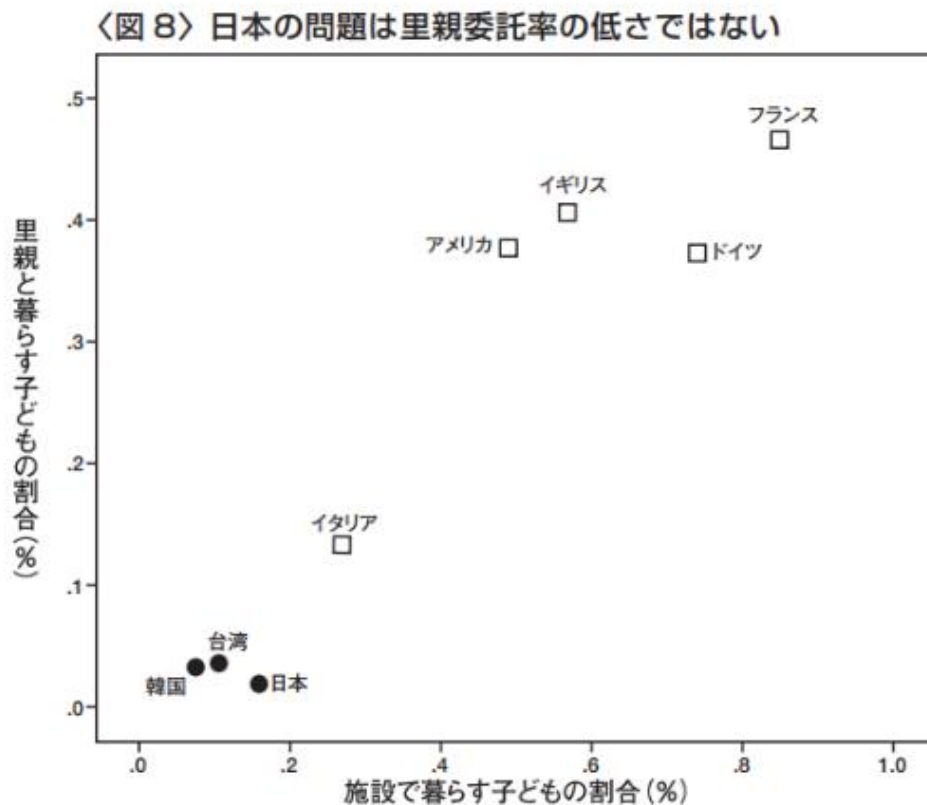
(2) 社会的養育の推進に向けた人材育成

- 課題がある家庭へ早期介入し、代替養育の活用を推進していくには、乳児院・児童養護施設などの児童福祉施設の果たす役割が一層大きくなることが想定される。
- 多様化・複雑化する子どもの課題に対応するには、施設職員により一層の専門性が求められる。しかし、現時点で施設職員の人材育成は一義的には各施設に委ねられており、施設間で取組に差がみられる。
- そのため、経験年数等に応じた階層別研修や、より専門的な知識や技能を習得するためのテーマ別研修など、研修体系のあり方や具体的な方法や内容について、施設や児童相談所設置市と連携し検討していく。

【参照】他国と比較した施設で暮らす子どもと里親と暮らす子どもの割合

以下の図は、20歳未満の人口のうち、施設で暮らす子どもと里親と暮らす子どもの割合を示している。日本の里親委託率が国際的にみて低いことは明らかであるが、日本において施設で暮らしている子どもの割合も国際的にみてかなり低いという事実が指摘されている〔上村(2015)〕。

これは、日本が他国と比べてニーズを抱える子どもが少ないことを意味するものではなく、他国であれば保護されている子どもが家族におかれたままになっていると解釈する〔藤間(2017b)〕。



データ出所) 開原(2012:19)の数字を各国の20歳未満人口で割って算出した。20歳未満人口は、OECD, *OECD Statistics: Demography and Population* による。台湾については、行政院主計総処『102年中華民國統計年鑑』による。図7とはデータの出所と対象年齢が異なるので、特にイタリアの位置などが大きく相違している。しかし、日本の社会的養護の貧困という結論は変わらない。

【参考文献】

上村泰弘(2015)「国際比較からみた日本の子どもの貧困と社会的養護」,

『世界の児童と母性』, Vol. 79, pp. 56-60

藤間公太(2017a)「現代日本における家族と要保護児童」, 『社会保障研究』, Vol. 2, No. 2・3, pp. 158-170

藤間公太(2017b)「社会的養護にみる家族主義」, 『三田社会学』, Vol. 22, pp. 38-54